

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 19 年 9 月

公認会計士・監査審査会

本冊子の記載内容について

本冊子は、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月 1 日～平成 19 年 6 月 30 日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を記載していますが、読者の便宜を図るために、記載内容の一部として、公認会計士・監査審査会が設置される前の情報も載せています。また、速やかに最新の情報を提供する趣旨から、平成 19 年 7 月 1 日以降の情報も載せております。

なお、本冊子においては、監査事務所をその規模等に応じて以下のとおり表記しています。

4 大 監 査 法 人：あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及びみすず監査法人（旧中央青山監査法人）

3 大 監 査 法 人：あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人
中規模監査法人：4 大監査法人に次ぐ規模を有する 20 法人（常勤公認会計士数による順位）

小規模監査法人：上記以外の監査法人

個人事務所：公認会計士事務所

中小規模監査事務所：中規模監査法人、小規模監査法人及び個人事務所

小規模監査事務所：小規模監査法人及び個人事務所

目 次

| | |
|------------|---|
| はじめに | 1 |
| 概要 | 2 |

【本編】

第1章 公認会計士・監査審査会

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 設置の経緯 | 3 |
| 2. 組織 | 3 |
| 3. 業務の概要 | 4 |
| (1) 品質管理レビューに対する審査及び検査 | 4 |
| (2) 公認会計士試験 | 8 |
| (3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 | 9 |
| (4) 諸外国の関係機関との協力 | 10 |

第2章 品質管理レビューに対する審査及び検査

| | |
|--|----|
| 1. 審査 | 11 |
| (1) 審査基本方針等 | 11 |
| (2) 審査の実施状況 | 11 |
| 2. 検査 | 21 |
| (1) 検査基本方針 | 21 |
| (2) 検査の実施状況 | 21 |
| 3. 金融庁長官に対する勧告 | 22 |
| 4. 審査及び検査の結果の取りまとめ | 22 |
| (1) 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」 | 22 |
| (2) 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」 | 23 |
| (3) 「3大監査法人の業務改善状況について」 | 23 |
| (4) 「日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について」 | 23 |
| 5. 「監査の品質の一層の向上のために—審査基本方針等—」の策定 | 23 |
| 6. 「平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定 | 23 |
| 7. 「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の策定 | 24 |

第3章 公認会計士試験の実施

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 公認会計士試験制度 | 25 |
| (1) 平成15年公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨） | 25 |
| (2) 新公認会計士試験制度の概要 | 25 |

| | | |
|--------------|------------------------------------|-----------|
| 2. | 公認会計士試験の実施状況 | 26 |
| (1) | 平成18年公認会計士試験 | 26 |
| (2) | 平成19年公認会計士試験 | 28 |
| 3. | 新試験実施等に向けた取組み | 28 |
| (1) | 新公認会計士試験システム | 28 |
| (2) | その他の取組み | 28 |
| 4. | 公認会計士試験の実施面での改善にかかる検討 | 29 |
| | | |
| 第4章 | 調査審議 | 30 |
| | | |
| 第5章 | 諸外国の関係機関との協力 | |
| 1. | 多国間における協力 | 39 |
| (1) | 第5回監査監督機関会議 | 39 |
| (2) | IFIAR第1回会合 | 39 |
| 2. | その他の協力 | 40 |
| | | |
| 《トピック》 | 公認会計士法の改正 | 41 |
| | | |
| 【資料編】 | | |
| 1 | 公認会計士・監査審査会関連資料 | |
| 1-1 | 公認会計士法の改正の概要 —公認会計士・監査審査会発足の経緯— | 44 |
| 1-2 | 公認会計士・監査審査会委員名簿 | 47 |
| 1-3 | 公認会計士・監査審査会運営規程 | 48 |
| 1-4 | 公認会計士・監査審査会の開催状況 | 52 |
| | | |
| 2 | 審査及び検査関連資料 | |
| 2-1 | 公認会計士・監査審査会の審査・検査手続 | 55 |
| 2-2 | 審査及び検査の事例（モデルケース A 監査法人） | 56 |
| 2-3 | 監査の信頼性確保のために —審査基本方針等— | 57 |
| 2-4 | 平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画 | 64 |
| 2-5 | 有恒監査法人に対する検査結果に基づく勧告について | 66 |
| 2-6 | 麴町監査法人に対する検査結果に基づく勧告について | 67 |
| 2-7 | 東陽監査法人に対する検査結果に基づく勧告について | 68 |
| 2-8 | 小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要） | 69 |
| 2-9 | 中小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要） | 72 |

| | | |
|-----------------|--|-----|
| 2-10 | 3大監査法人の業務改善状況について | 75 |
| 2-11 | 日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について | 81 |
| 2-12 | 監査の品質の一層の向上のために—審査基本方針等— | 83 |
| 2-13 | 平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画 | 88 |
| 2-14 | 公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 | 90 |
| 3 公認会計士試験実施関連資料 | | |
| 3-1 | 「公認会計士監査制度の充実・強化」(抄) 金融審議会 公認会計士制度部会 報告 | 101 |
| 3-2 | 公認会計士試験制度改正の概要 | 104 |
| 3-3 | 新たな公認会計士試験制度等の仕組み | 105 |
| 3-4 | 平成15年の改正公認会計士法における経過措置について | 106 |
| 3-5 | 公認会計士試験合格者調等 | |
| 3-5-1 | 平成18年公認会計士試験 短答式試験合格者調 | 107 |
| 3-5-2 | 平成18年公認会計士試験 合格者調 | 113 |
| 3-5-3 | 平成19年公認会計士試験 短答式試験合格者調 | 119 |
| 3-6 | 公認会計士試験実施規則 | 125 |
| 3-7 | 公認会計士試験実施検討グループメンバー名簿 | 129 |
| 3-8 | 公認会計士試験実施の改善について(中間報告) | 130 |
| 4 国際会議関連資料 | | |
| 4-1 | 第1回監査監督機関国際フォーラム(東京会議)について | 132 |
| 4-2 | 第1回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース(仮訳) | 133 |
| 《トピック》 | 公認会計士法等の一部を改正する法律の概要 | 135 |

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

具体的には、発足以降平成19年6月までの3年間、いわば第1期において、検査結果を監査事務所等に通知するほか、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきました。

報告書の対象年度である平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）においては、中小規模監査事務所に対する検査を実施し、中小規模監査事務所の品質管理上の問題を取りまとめ、本年3月に公表しました（中間的な報告は昨年11月公表）。この検査結果に基づき、2監査法人に対し、公認会計士法に基づく行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告しました（平成19年7月に1監査法人について、同様の勧告を行いました。）。また、みずず監査法人を除く3大監査法人に対して、その業務改善状況について検査を実施し、その結果を取りまとめ、本年6月に公表しました。

第2期（平成19事務年度～平成21事務年度）においては、第1期における実績を踏まえ、新しい審査基本方針等に基づき、これまでに指摘した監査事務所における品質管理上の問題に対する改善が各監査事務所において確実に定着するよう努めて参ります。

その他、審査会は、平成18年1月より新しい制度による公認会計士試験を実施し、一定の資質を有する多様な人材を確保するととの現行試験制度の実現に向けて、平成18年11月に新試験の第1回合格者を決定しました。

さらに、平成18年9月にパリで開催されました各国の監査監督機関の集まりである監査監督機関会議において、新たな国際組織として監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が合意されました。その第1回会合が、当審査会の主催により東京で本年3月に開催され、今後の活動の基盤が築かれました。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力してその使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待（公益）に応えていきたいと考えています。

本冊子は、こうした審査会の平成18事務年度における様々な取組み及び活動を、品質管理レビューに対する審査及び検査、公認会計士試験の実施、調査審議、諸外国の関係機関との協力、の各章にわけて取りまとめたものです。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃

概要

1. 品質管理レビューに対する審査及び検査

平成 18 事務年度の公認会計士・監査審査会の審査及び検査は、「審査基本方針等」（平成 16 年 6 月策定、平成 17 年 6 月改正）及び「平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」（平成 18 年 6 月策定）に基づき実施。

平成 16 事務年度以降実施した中小規模監査事務所に対する審査及び検査の結果につき、平成 18 年 11 月、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として、平成 19 年 3 月、「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、公表。平成 18 事務年度に実施した検査の結果、金融庁長官に対して、3 監査法人に対し行政処分その他の措置を講ずるよう勧告。

また、平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査結果を踏まえ、みずぐ監査法人（旧中央青山監査法人）を除く 3 大監査法人の改善状況に対しフォローアップ検査を実施。検査の結果につき、平成 19 年 6 月、「3 大監査法人の業務改善状況について」として取りまとめ、公表。

さらに、日本公認会計士協会に対し、前回検査結果（平成 17 年 5 月）等の改善状況の検証を目的として検査を実施。その結果に基づき、平成 19 年 7 月、「日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について」を取りまとめ、公表。

2. 公認会計士試験の実施

平成 15 年 5 月の公認会計士法の改正により、試験体系の簡素化（3 段階 5 回→1 段階 2 回）、受験資格の制限の撤廃、試験科目の一部免除の拡大、短答式試験合格者に対する同試験の免除などを内容とする公認会計士試験制度の大幅な見直しが行われた。この新制度による試験を平成 18 年 1 月より実施。

3. 調査審議

金融庁長官は公認会計士等に対する懲戒処分等を決定する際、審査会の意見を聴くこととなっており、審査会は懲戒処分等の妥当性、軽重等について調査審議し、意見を述べることとされている。平成 18 事務年度においては、6 件について調査審議を実施。

4. 諸外国の関係機関との協力

各国の監査監督機関による国際会議が、相互の情報交換等を目的として開かれている。平成 18 年 9 月、第 5 回監査監督機関会議が開催され、同会議が発展的に解消され、新たな公式の常設の会合として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が設立。平成 19 年 3 月、審査会の主催により第 1 回会合が東京で開催。

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 設置の経緯

会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進む中、世界的に監査の信頼性を疑わせる事件が発生し、国際的に監査の公正性と信頼性の回復が強く求められていた。我が国においても資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査制度の充実・強化を目的とし、平成15年5月に公認会計士法が改正された。この改正により、これまでの「公認会計士審査会」が改組・拡充され、「公認会計士・監査審査会」が平成16年4月に設置された（P44, 資料1-1参照）。

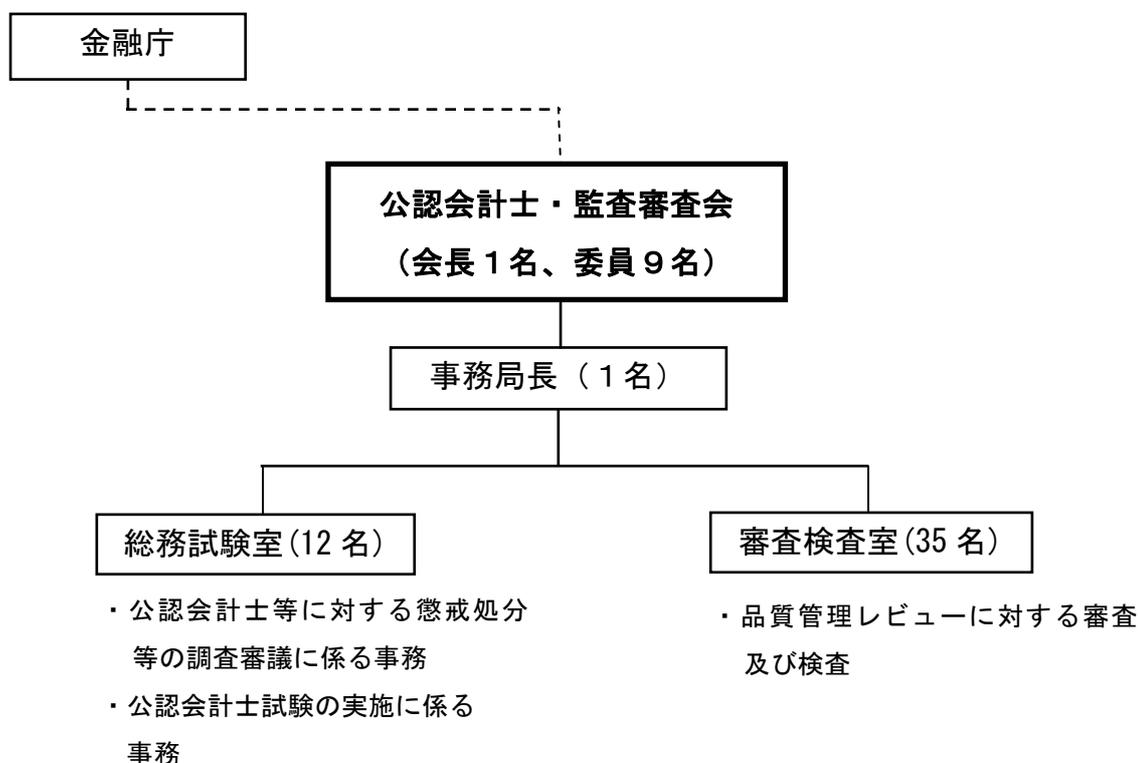
2. 組織

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び9名の委員により組織される合議制の行政機関である。会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。会長は常勤とされ、委員のうち1名は常勤とすることができる。なお、会長及び委員の任期は3年とされており、平成19年4月には委員の一部交替が行われ、新体制が発足している（P47, 資料1-2参照）。

会長及び委員は独立してその職権を行うこととされ、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行が認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないこととされ、職権の行使の独立性及び身分保障がなされる組織となっている。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験に係る事務を担当する総務試験室と、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査業務の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。）に対する審査及び検査を行う審査検査室からなっている。平成19年度の事務局の定員は、事務局長に加え、総務試験室12名及び審査検査室35名の47名となっている。

《公認会計士・監査審査会組織図（平成19年6月末現在）》



3. 業務の概要

審査会は、改組前の公認会計士審査会が担っていた「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」、「公認会計士試験の実施」に加え、「協会による品質管理レビューに対する審査及び検査」を行っている。

審査会は、これらの業務を通じ、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼性の向上及び債権者の保護等に努めている。

なお、審査会は、平成16年4月から平成19年6月までに計91回開催され、うち平成18事務年度には28回開催されている（P52，資料1－4参照）。

(1) 品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき、協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じて検査を行う（P55～56，資料2－1～2参照）。

(参考) 協会が行う品質管理レビューの概要

品質管理レビューは、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものとされ、協会による自主規制として平成11年4月から実施されている。

具体的には、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等のうち監査の品質に関する規定への準拠状況を事後的にレビューすることである。

品質管理レビューの頻度については、品質管理レビューに関する手続に定めのある場合を除き、原則として3年に一度実施する。なお、いわゆる4大監査法人については2年に一度実施している。

① 審査について

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受けて、その内容の審査を行う。

審査では、「監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」及び「監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上」との基本的考え方の下に、主として、(イ)協会について品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、また、(ロ)監査事務所についてその監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査の過程において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会に対して報告又は資料の提出を求める。また、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

② 検査について

審査会は、審査の結果、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会に対して検査を行う。また、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所に対して、さらには監査事務所の業務に関係のある場所(被監査会社等)に対して検査を行う。検査を終了したときは、審査会において審議の上、検査の対象先である協会又は監査事務所に対して検査結果を通知する。

③ 勧告について

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

(参考) 法令上の根拠

協会の品質管理レビュー並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根拠は次のとおりである。

(1) 協会の監査業務の状況調査の実施・報告

- ① 監査業務の状況調査の実施 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項
- ② 当該状況調査の結果の審査会への報告 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 2 項

(2) 協会等に対する報告・資料の徴求

- ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
- ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項

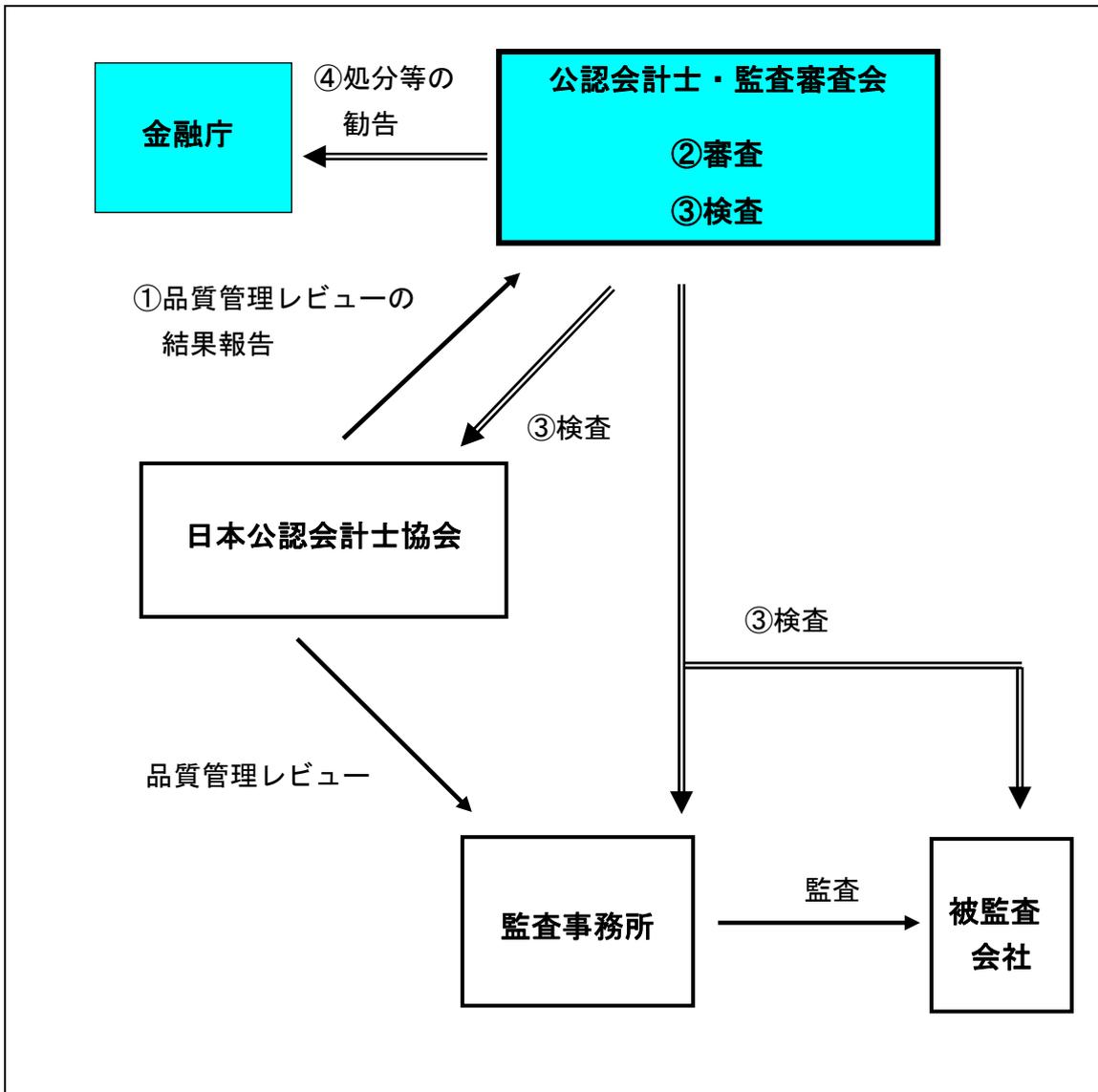
(3) 協会等に対する検査

- ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
- ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項
- ③ 対被監査会社等 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項

上記の公認会計士法の規定による権限は、いずれも同法第 49 条の 4 第 2 項の規定により、内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会へ委任されている。ただし、その権限は、協会の行う品質管理レビューの報告に関して行われるものに限られている。

また、勧告に関しては、公認会計士法第 41 条の 2 に規定されている。

《審査及び検査の概要》



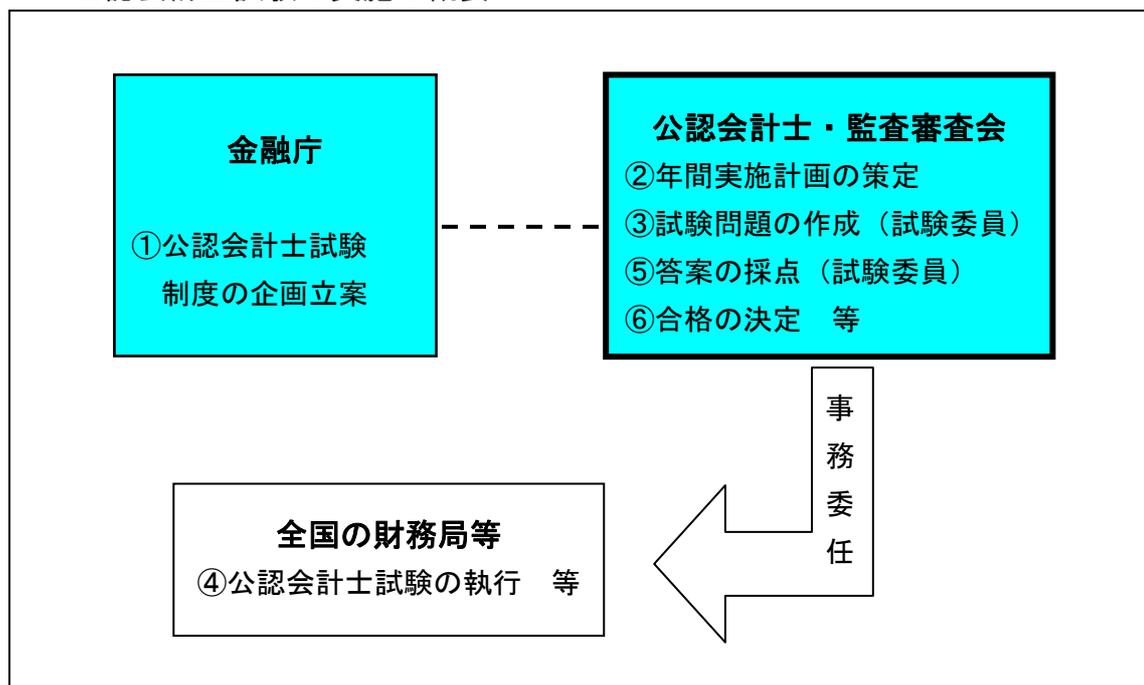
(2) 公認会計士試験

審査会は、公認会計士法の定めるところに従い、公認会計士になろうとする者が必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、国家試験である公認会計士試験を実施している。

(注) 公認会計士として業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならず、公認会計士となる資格を得るためには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有する者が、協会に備える公認会計士名簿への登録を受ければ公認会計士となり、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。

《公認会計士試験の実施の概要》



(3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、金融庁長官から公認会計士等（注1）の懲戒処分等（注2）に関して意見を求められた場合に、調査審議（処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明すること）を行っている。（注3・4）

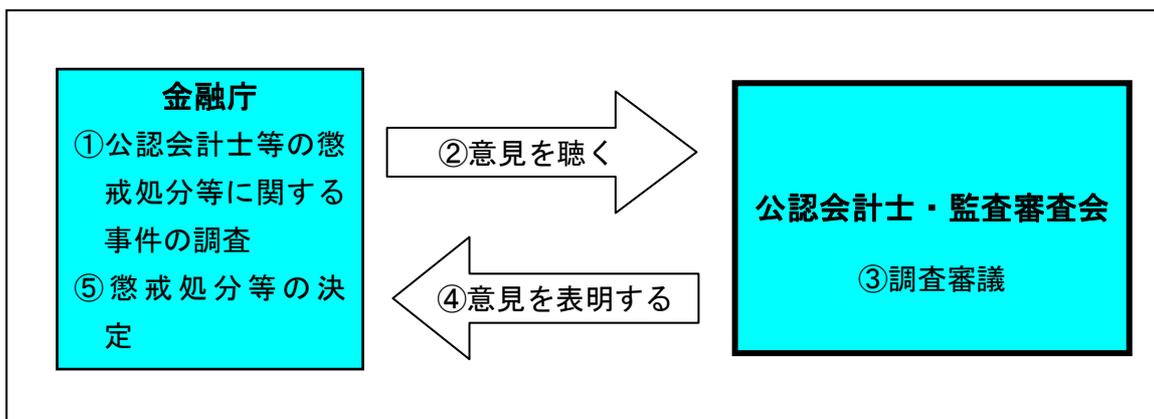
（注1）「公認会計士等」とは、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人をいう。

（注2）「懲戒処分等」は、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合、また監査法人の運営が著しく不当と認められる場合等に課される。公認会計士又は外国公認会計士に対する懲戒処分としては、戒告、2年以内の業務の停止、登録の抹消があり、監査法人に対する処分としては、戒告、2年以内の業務の全部又は一部の停止、解散を命ずる処分がある。なお、平成15年5月の改正公認会計士法の施行日（平成16年4月1日）前にした行為については、改正前の規定が適用されるため、業務停止期間でいえば「1年以内」となる。

（注3）金融庁長官は、公認会計士等の処分事由に該当する事実について報告があったときは、事件について必要な調査をすることとされている。また、金融庁長官において処分事由に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができることとされており、懲戒処分等に関する事件の調査権限（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告徴求、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等の権限）は、金融庁長官にある。

（注4）審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合には、審査会による調査審議は不要とされている。

《調査審議の概要》



(4) 諸外国の関係機関との協力

米国における一連の企業会計不正事件を契機として世界各国で監査監督機関が設立された後、監査監督機関相互の情報交換等を目的として、非公式に「監査監督機関会議」が開催されてきた。これは、金融安定化フォーラム (FSF) の呼びかけで平成 16 年 9 月に始められ、その後、各国監査監督機関の持回りにより概ね半年毎に開催されているものであり、審査会からは会長等が出席している。

平成 18 年 9 月に行われた第 5 回会議において同会議を発展的に解消することとし、新たに公式の常設の会合として「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)」を設立することが合意された。

同フォーラムは、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有、監査監督活動における協調関係の促進、他の国際機関との連携拠点の提供を活動内容とし、平成 19 年 3 月、審査会の主催により第 1 回会合が東京で開催された。

〈これまでの監査監督機関の国際会議開催実績〉

○ 監査監督機関会議

| | 日程 | 開催地 | 参加国 |
|-------|------------------|-------|--|
| 第 1 回 | 2004 年 9 月 27 日 | ワシントン | 計 9 カ国、3 国際機関 (英、米、独、IOSCO など) |
| 第 2 回 | 2005 年 3 月 24 日 | ワシントン | 計 15 カ国、4 国際機関 (英、米、独、加、蘭、EC、IOSCO など) |
| 第 3 回 | 2005 年 10 月 18 日 | ロンドン | 計 14 カ国、5 国際機関 (英、米、独、加、蘭、EC、IOSCO など) |
| 第 4 回 | 2006 年 3 月 14 日 | シドニー | 計 13 カ国、5 国際機関 (英、独、加、蘭、IOSCO、PIOB など) |
| 第 5 回 | 2006 年 9 月 15 日 | パリ | 計 19 カ国、7 国際機関 (英、米、独、EC、IOSCO、バーゼル委員会など) |

○ 監査監督機関国際フォーラム

| | | | |
|-------|-------------------------|----|--|
| 第 1 回 | 2007 年 3 月 22 日 23 日 | 東京 | 計 22 カ国、6 国際機関 (英、米、独、EC、IOSCO、バーゼル委員会など) |
|-------|-------------------------|----|--|

(注) 網掛けは、オブザーバー参加

第2章 品質管理レビューに対する審査及び検査

1. 審査

(1) 審査基本方針等

審査会は、平成16年6月に策定し平成17年6月に改正した「監査の信頼性確保のために－審査基本方針等－」（以下「審査基本方針等」という。）に基づき、「監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」、「監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上」を基本とし、次のような事項に重点を置いて、協会からの品質管理レビューに関する報告を基にその内容を継続的に審査することとしている（P57, 資料2－3参照）。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

(2) 審査の実施状況

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受けて、その内容の審査を行っている。

① 審査の対象

平成18事務年度の審査の対象は、協会が平成17年度及び平成18年度に実施した品質管理レビューである。

（参考）品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する回答書
- ・ 品質管理レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

平成18年度の品質管理レビューに関する報告について、審査会への提出状況は次のとおりである（報告対象監査事務所ベース）。

《審査会への提出状況》

| 報告書 提出年月 | 18年 | | | 19年 | | | | | | | 合計 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | |
| 報告対象 監査事務所数 | 1 | 8 | 7 | 27 | 24 | 47 | 19 | 3 | 0 | 1 | 137 |

(注) 上記のほか、品質管理レビューは実施したものの品質管理レビュー報告書の交付対象である公認会計士が品質管理レビュー報告書交付前に死亡したため報告書を交付しなかった1監査事務所及び品質管理レビューを拒否した1監査事務所がある。

② 協会による品質管理レビュー

平成18年度の協会による品質管理レビューは、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象としており、監査法人31、公認会計士106の計137監査事務所に対して実施された。

上記の品質管理レビューの結論として作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである。

《品質管理レビュー報告書（平成18年度）》 (監査事務所数)

| 区分 | 限定事項のない結論 | | 限定事項付き結論 | | 否定的結論 | | 計 |
|-------|-----------|-------|----------|-------|-------|------|-----|
| 監査法人 | 15 | 48.4% | 16 | 51.6% | 0 | - | 31 |
| 公認会計士 | 54 | 50.9% | 51 | 48.1% | 1 | 0.9% | 106 |
| 合計 | 69 | 50.4% | 67 | 48.9% | 1 | 0.7% | 137 |

(注1) 「限定事項付き結論」は、次の要件1又は要件2のいずれかに該当する相当程度の懸念が、少なくとも1つは存在する場合に表明される。

要件1：監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続に、品質管理基準の示す監査の品質管理の目的の実現を阻害するような不備又は欠陥が見受けられ、そのために監査事務所が遂行した監査業務において監査規範に対する重要な準拠違反が発生していた。

要件2：監査事務所の監査従事者及びその他の職員が、監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続を適切に運用していない事実又は品質管理基準が求める個々の監査業務の品質管理の手続を実行していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が遂行した監査業務において監査規範に対する重要な準拠違反が発生していた。

(注2) 「否定的結論」は、少なくとも「限定事項付き結論」の要件1又は要件2

のいずれかに該当する重大な懸念等が生じており、かつ、個々の監査業務の品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が遂行した監査業務において監査規範に対する極めて重要な準拠違反がある場合に表明が検討される。

《改善勧告書（平成 18 年度）》

（監査事務所数）

| 区分 | 改善勧告事項 | | | | 計 |
|-------|--------|---|-----|--------|-----|
| | なし | | あり | | |
| 監査法人 | — | — | 31 | 100.0% | 31 |
| 公認会計士 | — | — | 106 | 100.0% | 106 |
| 計 | — | — | 137 | 100.0% | 137 |

全ての監査事務所に対して改善勧告事項が指摘されているが、審査会では、改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取組みを協会に対して求めており、協会では品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組むこととしている。

③ 審査会の審査状況

イ 審査の観点

審査会は、協会からの品質管理レビューに関する報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴求等を行い、報告内容を検証の上、審査を行っている。審査の観点は次のとおりである。

- ・ 協会は、品質管理レビュー手続等の諸規程に則って品質管理レビューを実施しているか。
- ・ 監査事務所は、監査業務を適切に実施するため、品質管理の方針と手続を定めているか。
- ・ 個々の監査業務が、監査事務所としての品質管理の方針と手続を遵守して実施されているか。

ロ 報告徴求

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、さらに、必要がある場合には監査事務所に対して報告徴求を実施している。平成 17 年度の品質管理レビュー対象である 140 監査事務所及び品質管理レビュー報告書が交付された 1 監査事務所（注）に対する報告徴求の実施状況は以下のとおりである。

(注) 品質管理レビューを実施した監査法人から脱退した公認会計士が新たに設立した1監査事務所(監査法人)に対しても、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書が交付されている。

《報告徴求の実施状況》

(平成19年6月30日現在)

| | 対象事務所 (A) | 実施事務所 (B) | 実施率 (B/A) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 監査事務所に対する報告徴求 | 141 | 71 | 50.4% |
| 監査法人に対するもの | 71 | 39 | 54.9% |
| 公認会計士に対するもの | 70 | 32 | 45.7% |

(注) 実施事務所数については、同一の監査事務所複数回実施している場合も、1回として集計している。

ハ 重点的検証事項

審査会の平成18事務年度審査基本計画において、これまでの品質管理レビューで指摘が多い、「確認」、「監査業務に係る審査」及び「会計上の見積り」を重点的検証事項としている。これに基づき、各々の検証事項ごとに複数の監査事務所に対して横断的に報告徴求を実施している。

(イ) 「確認」に関する報告徴求

平成17事務年度では、多くの監査事務所において監査手続上の「確認」(注1)が不十分な実態が把握されたことから、平成18年8月、審査会は25監査事務所(注2)(法人17、個人8)に対して、確認手続の実施状況について報告を求めた。

(注1) 「確認」とは、財務諸表項目に関連する情報について、監査人が会社の取引先等の第三者に対して文書により問い合わせを行い、その回答を直接入手し評価する監査手続である。

(注2) 平成17年度の品質管理レビュー報告書において、協会から残高確認に関して否定的結論を表明された3監査事務所、再指摘を受けた24監査事務所及び再々指摘を受けた1監査事務所のうち、すでに検査を実施した3監査事務所を除く25監査事務所。

≪「確認」に関する報告徴求の実施状況≫（平成19年6月30日現在）

| | 対象事務所 (A) | 実施事務所 (B) | 実施率 (B/A) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 監査事務所に対する報告徴求 | 141 | 25 | 17.7% |
| 監査法人に対するもの | 71 | 17 | 23.9% |
| 公認会計士に対するもの | 70 | 8 | 11.4% |

報告徴求の結果認められた主な問題点は、以下のとおりである。

○確認に係る監査マニュアルの整備

- ・ 中小規模監査事務所においては、網羅的な監査マニュアルがほとんど整備されておらず、監査項目ごとに手順を示した監査手続書が整備されるにとどまっている。

○確認手続の運用上の問題

- ・ 監査項目ごとに直接確認を実施していないものが見受けられる。
- ・ 確認状の発送及び返信の回収に係る管理表を作成しておらず、発送と回収の管理が不十分。
- ・ 必要な代替手続を実施していない、又は適時に実施していない。
- ・ 確認差異の調整を行っていない。
- ・ ロール・フォワード手続が未実施又は不十分。

○退職給付債務及び年金資産の残高確認上の問題

退職給付債務及び年金資産は、金額が大きく重要な財務諸表項目であることなどから、基本的に直接確認すべき項目であるが、多数の監査事務所で残高確認を実施していない。

(ロ)「監査業務に係る審査」に関する報告徴求

協会の品質管理レビューにおいて、監査業務に係る審査に対する指摘が多くなされているが、審査態勢の実態を把握する必要があるため、平成18年8月、審査会は55監査事務所（注1）（法人25、個人30）に対して、監査業務に係る審査の実施状況について報告を求めた。

(注1) 平成17年度の品質管理レビュー報告書において、協会から監査業務に係る審査に関して限定事項付き結論を表明された16監査事務所、否定的結論を表明された5監査事務所、再指摘を受けた23監査事務所及び再々指摘を受けた11監査事務所の計55監査事務所。

(注2) 監査基準には、「監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。」と規定されている。また、実務指針(監査基準委員会報告書第12号「監査の品質管理」(平成18年4月1日以後開始する事業年度に係る監査からは品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」))には、更に詳細に監査業務に係る審査について規定されている。

◀「監査業務に係る審査」に関する報告徴求の実施状況▶

(平成19年6月30日現在)

| | 対象事務所 (A) | 実施事務所 (B) | 実施率 (B/A) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 監査事務所に対する報告徴求 | 141 | 55 | 39.0% |
| 監査法人に対するもの | 71 | 25 | 35.2% |
| 公認会計士に対するもの | 70 | 30 | 42.9% |

報告徴求の結果認められた主な問題点は、以下のとおりである。

○中小規模監査法人の審査体制上の問題

- ・ 合議制(会議体方式)で審査を行っている中小規模監査法人において、審査資料が審査当日に提出され、1案件につき1時間程度の審査で終了しているなど、深度ある審査が行われていないものがみられる。
- ・ コンカリング・レビュー・パートナー方式(業務執行社員以外の特定の社員により審査を行う方式)で審査を行っている中小規模監査法人において、2人の代表社員が相互の監査業務を審査している状況がみられる。

○個人事務所の審査体制上の問題

- ・ 個人事務所において、審査に係る方針と手続を策定せず審査担当者を選任していないもの、審査が未実施又は事後審査となっているものがみられる。

なお、詳細については平成 19 年 3 月公表の「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」を参照されたい。

(ハ)「会計上の見積り」に関する報告徴求

平成 17 事務年度の検査において、会計上の見積りについて監査業務が十分に行われていない事例が多く認められたことから、平成 18 年 12 月、審査会は 11 監査事務所（注 1）（法人 7、個人 4）に対して、会計上の見積りに関する監査手続の実施状況について報告を求めた。

（注 1）平成 17 年度の品質管理レビュー報告書において、協会から会計上の見積りに関して限定事項付き結論を表明された 3 監査事務所及び再指摘を受けた 8 監査事務所の計 11 監査事務所。

（注 2）監査基準には、「監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。」と規定されている。また、実務指針（監査基準委員会報告書第 13 号「会計上の見積りの監査」）には、会計上の見積りの監査について更に詳細に規定されているが、特に監査調書に関して、「監査人は、実施した監査手続、会計上の見積りの合理性に関する評価結果等を監査調書に記録しなければならない。」とされている。

◀「会計上の見積り」に関する報告徴求の実施状況▶

（平成 19 年 6 月 30 日現在）

| | 対象事務所 (A) | 実施事務所 (B) | 実施率 (B/A) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 監査事務所に対する報告徴求 | 141 | 11 | 7.8% |
| 監査法人に対するもの | 71 | 7 | 9.9% |
| 公認会計士に対するもの | 70 | 4 | 5.7% |

報告徴求の結果認められた主な問題点は、以下のとおりである。

《各監査業務に共通する問題点》

○経営者確認書

- ・ 報告徴求の対象となった監査業務の半数近くは、監査人が経営者確認書に会計上の見積りについて記載するよう要請していない。

会計上の見積りについて、例えば、質問以外に有効な監査手続が存在しない場合は、金額的重要性や経営環境、会社の置かれている状況等を踏まえ、監査意見を形成する上での合理的な基礎を補完するために、経営者確認書に個別具体的に記載を求めることを検討すべきと認められる。

○監査調書の査閲

- ・ 会計上の見積りに係る監査調書の記録の不備については、査閲により発見され、必要な訂正を求めることが可能であるにもかかわらず、査閲では指摘されていない。

○審査

- ・ 主観的判断を伴うことが多い会計上の見積りに関しては、監査人が問題ないと判断するものについても、審査で討議し、客観的な評価を求めるなど、慎重な対応が求められる。しかしながら、ほとんどの監査業務において十分な審査が行われていない状況が認められる。

《個別の問題点》

○貸倒引当金

貸倒引当金に関しては、債務者区分及び貸倒見積高の算定において、次のような事例がみられる。

- ・ 被監査会社は、子会社の株式に対しては全額を減損損失として処理しているにもかかわらず、当該子会社への貸付金に対しては貸倒引当金を計上していない。被監査会社の当該処理に関して、会計上の見積りに用いられた仮定の整合性に係る監査人の検討は首尾一貫したものとなっていない。

- ・ 被監査会社が有する長期貸付金は、滞留債権となっているが貸倒引当金は計上されていない。しかしながら、監査人は、被監査会社に債権評価のルールがないためとして、貸倒懸念債権等の分類が妥当か否かについて、十分な検討を行っていない。また、滞留債権について評価減すべきか否かの検討を行っていない。

○投資有価証券及び関係会社株式の評価

市場性のない有価証券の実質価額について、事業計画等を入手した回復可能性の判定等において、次のような事例がみられる。

- ・ 被監査会社が、新規事業として投資した子会社の実質価額を、概ね5年以内の回復可能性を認めて減損処理を行わないと判断した場合、監査人は、每期実績と利益計画の分析等の監査手続を行う必要があるが行っていない。
- ・ 被監査会社の保有する得意先の株式の評価に当たり、監査人は、重要な財務指標が記載されていない事業計画を入手し、また、利益計画に係る検証内容を監査調書に記録していないなど監査手続が不十分であるにもかかわらず、減損処理を行っていない被監査会社の処理を認めている。

○棚卸資産の評価

会計上の見積りを要する棚卸資産の正味実現可能価額の評価について、次のような事例がみられる。

- ・ 被監査会社が在庫の評価減のルールを定めていなかったため、監査人は、棚卸の際に滞留在庫を抽出すること等で監査手続を終了しており、評価減すべきか否かの検討を十分に行っていない。
- ・ 販売用不動産の評価に当たり、監査人は、監査の基準に準拠して売却時価を合理的に見積って評価減すべきか否かを検討すべきであったが、このような検討を行っていない。

○繰延税金資産の回収可能性

監査委員会報告第66号5(1)では、会社分類②から④までの会社については、スケジューリング可能な将来減算一時差異についてのみ回収可能性を認めているが、その検討に当たり次のような事例がみられる。

- ・ 監査人は、会社分類の④に該当する被監査会社の繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、スケジューリングを行っているものの、一部、利益計画と整合しておらず、当該利益計画も不

合理的な内容となっているにもかかわらず、過去の業績の変動に照らして十分な検討を行っていない。

- ・ 会社分類が②に該当すると考えられる被監査会社を、監査人は期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社等と判断しているが、判断過程において慎重な検討をしておらず、また、その検討過程及び結論を監査調書に記録していない。

二 審議

審査会は、審議において、

- i. 監査事務所への検査の実施
- ii. 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告
- iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わない（協会に対する改善要請等を行うものを含む）

のいずれの対応が適切なのかを判断する。

平成 17 年度（品質管理レビュー対象である 140 監査事務所及び品質管理レビュー報告書が交付された 1 監査事務所の計 141 監査事務所）及び平成 18 年度（品質管理レビュー対象である 137 監査事務所）の審議状況は以下のとおりである。

（平成 19 年 6 月 30 日現在）

| 審 議 状 況 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|--|----------|----------|
| i. 監査事務所への検査の実施を決したもの | (注 1) 11 | 1 |
| ii. 検査の結果、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を決したもの | 5 | (注 2) 0 |
| iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わないもの（協会に対する改善要請等を行うものを含む） | 130 | |
| iv. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に処理方針を諮る予定のもの | 0 | 136 |
| 審 議 対 象 監 査 事 務 所 数 | 141 | 137 |

（注 1）その後検査命令が撤回された 1 監査事務所が含まれる。

（注 2）平成 19 年 7 月 5 日に東陽監査法人に対して勧告を行っている。

（注 3）平成 18 事務年度に行った、3 大監査法人に対する業務改善状況についての検査（後述）は、前回検査結果を踏まえた業務改善状況を検証するための検査であるため、上記の件数に含めていない。

2. 検査

(1) 検査基本方針

検査は、協会による品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、次のとおり、必要かつ適当と認めるときに実施することとしている。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所の業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合（主に対監査事務所）
- ③ 監査事務所の監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所の監査業務の実施状況を被監査会社等の側で確認する必要が認められる場合（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

(2) 検査の実施状況

平成 18 事務年度において審査会は、「平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」（P64、資料 2－4 参照）に基づき、平成 17 事務年度に実施した 4 大監査法人に対する検査結果を踏まえ、みずほ監査法人（旧中央青山監査法人）を除く 3 大監査法人の業務改善状況について検査を実施した。

また、協会への平成 17 年 2 月 8 日付提言（「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」）及び平成 17 年 5 月 25 日付検査結果通知書による指摘事項に対する改善状況等を検証することを目的として、協会に対し検査

を実施した。

このほか、検査基本方針に基づき、10 監査事務所に対して検査を実施した。また、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項に規定する同法第 2 条第 1 項の業務に係りのある場所として、3 監査事務所に対して検査を実施した。

3. 金融庁長官に対する勧告

審査会は、平成 18 事務年度に実施した検査の結果、下記の監査法人の運営が著しく不当と認められたので、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。なお、金融庁長官は、審査会からの勧告を踏まえ、各監査法人に対して、同法第 34 条の 21 第 1 項の規定に基づく指示を行った（P66～68，資料 2－5～7 参照）。

| 監査法人 | 勧告 | 業務改善指示 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 有恒監査法人 | 平成 18 年 11 月 29 日 | 平成 18 年 12 月 13 日 |
| 麴町監査法人 | 平成 19 年 3 月 28 日 | 平成 19 年 4 月 27 日 |
| 東陽監査法人 | 平成 19 年 7 月 5 日 | 平成 19 年 7 月 18 日 |

4. 審査及び検査の結果の取りまとめ

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を取りまとめて、関係者等に示してきた。

平成 18 事務年度においても、以下のとおり、協会の品質管理レビューの改善状況及び監査事務所の監査の品質管理の状況等について取りまとめ、公表した。

(1) 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」

審査会は、これまでの小規模監査事務所に対する審査及び検査の事例等の集積を踏まえ、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として中間的な報告を取りまとめ、平成 18 年 11 月 8 日に開催された金融審議会公認会計士制度部会において概要説明を行い、同日に公表した（P69，資料 2－8 参照）。

(2) 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」

審査会は、審査基本方針等に基づき中小規模監査法人及び個人事務所に対して審査及び検査を実施し、その結果を「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、平成 19 年 3 月 16 日に公表した (P72, 資料 2-9 参照)。

(3) 「3 大監査法人の業務改善状況について」

審査会は、平成 17 事務年度に実施した 4 大監査法人に対する検査結果を踏まえ、平成 19 年 2 月から同年 6 月までの間にみず監査法人を除く 3 大監査法人に対して、その業務改善状況について検査を実施し、その結果を「3 大監査法人の業務改善状況について」として取りまとめ、平成 19 年 6 月 29 日に公表した (P75, 資料 2-10 参照)。

(4) 「日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について」

審査会は、「平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、平成 17 年 2 月 8 日付提言(「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」)及び平成 17 年 5 月 25 日付検査結果通知書に対する改善状況等を検証することを目的として、協会に対し平成 19 年 5 月に検査を実施し、その結果に基づき、「日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について」を取りまとめ、平成 19 年 7 月 31 日に公表した (P81, 資料 2-11 参照)。これを受け、協会は、平成 19 年 8 月 2 日に「品質管理レビューの改善状況について」を公表した。

5. 「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」の策定

審査会は、平成 16 年 4 月の発足から平成 18 事務年度までの審査及び検査の実績を踏まえ、平成 19 事務年度から平成 21 事務年度までにおける審査基本方針及び検査基本方針を「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」として策定し、平成 19 年 6 月 29 日に公表した (P83, 資料 2-12 参照)。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定することとしている。

6. 「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定

審査会は、上記の新しい審査基本方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成 19 年 6 月 29 日に公表した（P88, 資料 2-13 参照）。

7. 「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の策定

審査会では、これまで実施してきた検査を踏まえ、検査手続の適正性の確保及び効率的な検査の実施に資するため、検査に関する基本事項等について検討し、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針（案）」について、平成 19 年 5 月 16 日から同年 6 月 15 日までの間、広く意見の募集を行った。

その結果、6 先の個人及び団体より 29 件の意見が寄せられ、これらの意見を踏まえて「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」を策定した。当該基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用することとした（P90, 資料 2-14 参照）。

第3章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験制度

平成15年5月の公認会計士法の改正に伴い、平成18年から新たな試験制度により試験が実施されている。

(1) 平成15年公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨）

企業会計不正事件に対する国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信頼をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から金融審議会公認会計士制度部会において、公認会計士制度のあり方について検討が行われた（P101、資料3-1参照）。

その後、公認会計士試験制度の大幅な見直し等を内容とする公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年5月に成立した。

具体的には、公認会計士試験の質を確保しつつ多様な人材を提供していくため、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付けの変更などを内容とする見直しが行われ、新たな制度による公認会計士試験が平成18年から実施されることとされた（P104、資料3-2参照）。

(2) 新公認会計士試験制度の概要（P105、資料3-3参照）

① 試験体系の簡素化

旧試験制度の3段階5回の試験体系（第1次試験、第2次試験（短答式試験及び論文式試験）、第3次試験（筆記試験及び口述試験））を1段階2回（短答式試験及び論文式試験）の試験体系に簡素化

② 試験科目の見直し

短答式試験4科目（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）及び論文式試験5科目（会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目））へ変更

なお、旧試験制度の第2次試験の試験科目は、短答式試験が会計学及び商法、論文式試験が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）、商法及び選択科目（経営学、経済学、民法のうち2科目）。

③ 試験科目の一部免除の拡大

一定の要件を満たす実務経験者、専門職大学院修了者等に対する短答式試験の試験科目の一部免除の導入等

- ④ 短答式試験合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤ 論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

(参考) 平成15年の改正公認会計士法においては、旧試験制度の下での会計士補等に関して、一定の経過措置が設けられている(P106, 資料3-4参照)。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成18年公認会計士試験

平成18年公認会計士試験受験願書提出者総数は、旧第2次試験合格者4,485人を含め20,796人となっている。

① 短答式試験

平成18年5月28日及び6月4日の2日間、全国の財務局等所在地で行われた。

短答式試験受験者は、旧2次試験合格者その他短答式試験免除者4,586人を除く16,210人であり、前年に比べ926人増加(6.1%増)した。合格者(同年7月5日発表)は、5,031人と、前年に比べ1,521人増加(43.3%増)した(P107, 資料3-5-1参照)。

② 論文式試験

平成18年8月22日から同月24日までの3日間にわたり、全国の財務局等所在地で行われた。9,617人が受験し、合格者(同年11月20日発表)は、3,108人となった。このうち旧第2次試験合格者等を除いた短答式試験受験者の最終合格者は1,372人となっており、前年の旧第2次試験合格者と比べ64人の増加(4.9%増)となった。

合格者の年齢別では、25歳以上30歳未満が1,457人(構成比46.9%)

と最も多く、続いて、20歳以上25歳未満の855人（構成比27.5%）となっており、30歳未満が全体の74.4%を占めている。合格者中の最高年齢は63歳、最低年齢は20歳、平均年齢は27.4歳という結果であった。

社員の合格者は53人（構成比1.7%）となっており、前年に比べ42人増加した。また、女性の合格者は、619人（構成比19.9%）となっており、前年に比べ371人増加した。

合格者の学歴は、大学卒業者が2,568人（構成比82.6%）と最も多く、続いて、大学在学中の者が308人（構成比9.9%）となっている。

合格者の職業は、会計士補1,687人（構成比54.1%）を除くと、「無職」の者が564人（構成比18.2%）、続いて、大学生など「学生」の329人（構成比10.6%）となっている（P113, 資料3-5-2参照）。

《平成18年公認会計士試験結果の概要》

| 区 分 | 人 数 | 〔うち短答式試験受験者〕 | (参考) 前年の 旧第2次試験 |
|-------------|---------|--------------|-----------------------|
| 願書提出者数 (a) | 20,796人 | 16,210人 | 15,322人 |
| 短答式試験受験者数 | 16,210人 | 16,210人 | 15,284人 |
| 短答式試験合格者数 | 5,031人 | 5,031人 | 3,510人 |
| 論文式試験受験者数 | 9,617人 | 5,031人 | 3,548人 |
| 最終合格者数 (b) | 3,108人 | 1,372人 | 1,308人 |
| 合 格 率 (b/a) | 14.9% | 8.5% | 8.5% |

(注1)「願書提出者数」には、旧第2次試験合格者等の短答式試験免除者等4,586人が含まれる。

(注2)「論文式試験受験者数」には、「短答式試験合格者数」のほか、「旧第2次試験合格者等の短答式試験免除者等」が含まれる。

(2) 平成 19 年公認会計士試験

平成 19 年公認会計士試験受験願書提出者総数は、旧第 2 次試験合格者 2,706 人を含め 20,926 人となっている。なお、旧第 2 次試験合格者を除く受験願書提出者は 18,220 人であり、前年の 16,311 人に比べ 1,909 人 (11.7%) 増加した。

短答式試験については、平成 19 年 5 月 27 日及び 6 月 3 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われた。

短答式試験受験者は、短答式試験免除者 (注 1) を除く 14,608 人であり、合格者 (同年 6 月 28 日発表) は、2,709 人となった。当該合格者数に、前年の短答式試験合格者で本年の短答式試験が免除された者として本年試験の願書を提出した者 3,532 人を加えると、短答式試験を通過した者は 6,241 人となり、18 年の短答式試験合格者 5,031 人に比べ、1,210 人の実質増加 (24.1%増) となっている。

短答式試験通過者に、旧第 2 次試験合格者等 2,786 人 (注 2) を加えた論文式試験受験資格者数は 9,027 人となった (P119, 資料 3-5-3 参照)。

(注 1) 旧第 2 次試験合格者 2,706 人のほか、前年の短答式試験合格者で本年の短答式試験を免除された者 3,532 人及び大学教授、司法試験合格者等の免除者 80 人。

(注 2) 旧第 2 次試験合格者の会計士補等 2,706 人及び大学教授、司法試験合格者等の免除者 80 人。

3. 新試験実施等に向けた取組み

(1) 新公認会計士試験システム

新公認会計士試験制度に対応したシステムの構築

平成 18 年からの新公認会計士試験の実施に向けて 17 年 10 月よりシステムの開発に着手し、18 年 1 月より運用を開始した。18 年度においては、さらなる事務の効率化やセキュリティ強化に対応する機能を開発し、迅速な試験結果の公表や多角的なデータ分析が可能になった。

(2) その他の取組み

① 公認会計士試験実施規則の改正

論文式試験の合格基準について、科目間等の得点調整につき偏差値

を導入したことに伴い、総点数の60%（素点ベース）から52%（偏差値ベース）の得点比率に変更するとともに、科目合格基準についても当該科目の総点数の60%から同一の回の一括合格者の平均得点比率に変更することとした（平成18年12月19日公認会計士試験実施規則を一部改正（P125, 資料3-6参照））。

② 試験委員の選任

平成19年公認会計士試験の試験委員については、財務会計論18名、管理会計論12名、監査論16名、企業法12名、租税法16名、経営学8名、経済学8名、民法4名、統計学4名の計98名を、平成18年11月21日の審査会の了承を経て内閣総理大臣に推薦し、平成18年12月13日付で発令された。

4. 公認会計士試験の実施面での改善にかかる検討

会計監査の重要性の高まりや、公認会計士が必要とされる業務範囲の拡大等に伴い、公認会計士の質と量の確保が要請される中、平成15年の改正公認会計士法による試験制度改正の趣旨を踏まえつつ、実施面での改善に向けた検討を行うため、公認会計士試験実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループを設け、平成19年7月3日に第1回会議を、7月24日に第2回会議を開催した（P129, 資料3-7参照）。

同グループは、改善の方向性が示された具体策について、審査会に対してその検討状況の経過報告を行い、審査会はこれを踏まえ、平成19年9月6日に、平成20年試験より実施する事項等について中間報告として公表した（P130, 資料3-8参照）。

中間報告では、短答式試験の日程を現行の2日間から1日に短縮するほか、論文式試験について、現行の企業法、民法に加えて、会計学、監査論、租税法についても、法文、基準集を受験時に配布することとしている。更に平成22年試験より論文式試験に先立って、短答式試験を年2回実施する方向で検討することとしている。

第4章 調査審議

平成18事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は6件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

《審査会における審議状況》

| | | |
|---------|---------------|-----------------------------|
| 第64回審査会 | (H18. 7. 11) | 公認会計士2名 |
| 第68回審査会 | (H18. 9. 12) | 公認会計士1名 |
| 第74回審査会 | (H18. 11. 28) | 日栄監査法人及び公認会計士3名 |
| 第83回審査会 | (H19. 4. 13) | 麴町監査法人、監査法人つばき及び 公認会計士3名 |
| 第84回審査会 | (H19. 4. 25) | |
| 第87回審査会 | (H19. 5. 31) | 公認会計士3名 |

事案1

第64回審査会（平成18年7月11日開催）において、学校法人東北文化学園大学が作成した計算書類について、私立学校振興助成法に基づく監査証明を行った公認会計士1名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成18年7月13日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

学校法人東北文化学園大学（以下「大学」とする。）が作成した計算書類について、私立学校振興助成法に基づく監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成18年7月13日）、以下の懲戒処分を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止3ヶ月（平成18年7月18日から平成18年10月17日まで）

（2）処分理由

大学の平成14年度の計算書類に重大な虚偽があったにもかかわらず、相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のないものとして証明した。

《事案の概要》

大学は、多額の負債を除外等した虚偽の計算書類を日本私立学校振興・共済事業団に提出し、私立学校振興助成法に基づく補助金を受給したが、当該計算書類につき、同公認会計士が行った監査については、以下の問題点が認められた。

(1) 借入金等の確認手続の問題

借入金について、大学側が用意した残高証明書を確認したのみで、金融機関等に対する直接確認を行わず、また、預金について、大学側から提示された預金通帳のコピーで残高確認を行ったため、多額の負債を除外するなどの不正な会計処理を看過することとなった。

(2) 監査業務の新規受嘱に当たっての検討・手続きの問題

前任監査人が期末直前の平成 15 年 2 月に監査契約を中途解約しているが、前任者に引継ぎを求めるなどの手続を踏むことなく監査を受嘱しており、監査業務の新規受嘱を行うか否かの検討・手続きに不備が認められる。

事案 2

第 64 回審査会（平成 18 年 7 月 11 日開催）において、公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 7 月 13 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

公認会計士の行った下記の行為が、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 18 年 7 月 13 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行った。

記

○公認会計士

(1) 処分内容

業務停止 1 ヶ月（平成 18 年 7 月 18 日から平成 18 年 8 月 17 日まで）

(2) 処分理由

同公認会計士は、自己の平成 8 年から平成 14 年分の所得税の確定申告を行うに当たり、架空の人件費を計上すること等により、7 年間で 2,904 万円の所得金額を脱税し、納税額を過少に申告した。更に、税理士業務を行うに当たって、税理士法第 41 条に規定する受件簿と言われる帳簿を作成しなかった。

これらの事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 3

第 68 回審査会（平成 18 年 9 月 12 日開催）において、公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 9 月 14 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

公認会計士の行った下記の行為が、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 18 年 9 月 14 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行った。

記

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止 1 ヶ月（平成 18 年 9 月 19 日から平成 18 年 10 月 18 日まで）

（2）処分理由

同公認会計士は、自己の平成 10 年から平成 16 年分の所得税の確定申告を行うに当たり、架空の人件費を計上することにより、7 年間で約 1,634 万円の所得金額を脱漏し、所得税を脱税した。

この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 4

第 74 回審査会（平成 18 年 11 月 28 日開催）において、株式会社ケイビーが作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った公認会計士 3 名及び日栄監査法人に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 11 月 30 日に当該公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社ケイビー（以下「ケイビー」とする。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った公認会計士及び監査法人に対し、本日（平成 18 年 11 月 30 日）、下記の処分を行った。

記

1. 公認会計士

(1) 処分対象

公認会計士 3名

(2) 処分内容

- ・ 公認会計士 1 名について
業務停止 6 ヶ月（平成 18 年 12 月 4 日から平成 19 年 6 月 3 日まで）
- ・ 公認会計士 2 名について
業務停止 3 ヶ月（平成 18 年 12 月 4 日から平成 19 年 3 月 3 日まで）

(3) 処分理由

ケイビーの以下の期についての財務書類に係る監査において、それぞれ、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士 1 名については、平成 11 年 3 月期及び平成 12 年 3 月期（日栄監査法人と共同監査）、平成 13 年 3 月期（洋光監査法人の関与社員）
 - ・ 公認会計士 1 名については、平成 13 年 3 月期（洋光監査法人の関与社員）
 - ・ 公認会計士 1 名については、平成 11 年 3 月期及び平成 12 年 3 月期（日栄監査法人の関与社員として、公認会計士 1 名と共同監査）
- （参考）洋光監査法人は、平成 16 年 10 月 1 日に解散している。

2. 監査法人

(1) 処分対象

日栄監査法人（所在地：東京都中央区日本橋室町四丁目 3 番 12 号）

(2) 処分内容

戒告

(3) 処分理由

ケイビーの平成 11 年 3 月期及び平成 12 年 3 月期の財務書類に係る監査（公認会計士 1 名と共同監査）において、同監査法人の関与社員が相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

なお、審査体制の不備が認められたことから、現状認識及び対応策について、公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項に規定する報告徴求を併せて行っている。

《事案の概要》

ケイビーは、架空売上を織り込んだ年間売上高等の金額を定めた予算書を作成し、関連会社や名義を借りた従来の取引先を架空取引先とした上で、商品がこれらの架空取引先を流通しているかのような架空取引の流れを創設し、毎月、架空売上を計上するとともに、ケイビーが架空仕入先に支払った代金を架空売上の代金として還流させ、それを裏付ける帳票類を作成するなどの方法により、重大な虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 平成 11 年 3 月期について、期末直前の監査人の交代という異常な状況であったにもかかわらず、口頭による簡易な引継ぎを受けたのみで、監査調書等を確認して前任監査人が追加調査をするに至った理由及びその結果を把握することを怠っている。
- ② 平成 12 年 3 月期について、ケイビーは、人的な関係が深い会社から仕入れた商品を平成 11 年 12 月に返品し、期末直前に当該商品を再引き取りし、翌期首にそれらの商品を売却するという異常な取引を行っているが、当該異常な取引が行われることとなった原因及び当該取引で使用された倉庫の現地確認などの追加的な手続を怠っている。
- ③ 平成 13 年 3 月期について、
 - ・ 海外の倉庫に保管していた契約書類が確認できない約 15 億円分の原材料の実在性の確認をファクシミリで送付された在庫証明のみで行っており、当該原材料を用いた製品の生産計画の確認、倉庫の保管料が発生していない理由の確認などの追加的な手続を怠っている。
 - ・ 期末売掛金の残高確認において約 4 億円の差異が生じていたが、当該差異が生じた原因の分析を十分行うなどの追加的な手続を怠っている。また、返品された商品等に係る保管料が発生していない旨の報告を受け、商品等の実在性に疑いがあるにもかかわらず、倉庫の契約及び保管在庫を確認するなどの追加的な手続を怠っている。

事案 5

第 83 回審査会（平成 19 年 4 月 13 日開催）及び第 84 回審査会（平成 19 年 4 月 25 日開催）において、株式会社 T T G ホールディングスに係る監査証明を行った麹町監査法人及び監査法人つばき並びに各監査法人の業務を執行した社員であった公認会計士 3 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 19 年 4 月 27 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社 T T G ホールディングス（旧商号：都築通信技術株式会社。以下「T T G」とする。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った麹町監査法人^(注)及び監査法人つばき並びに各監査法人の業務を執行した社員（以下「業務執行社員」とする。）として監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成 19 年 4 月 27 日）、下記の処分を行った。

（注）公簿上の表記は、「麹町監査法人」です。以下同様。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

- ・ 麹町監査法人（所在地：東京都港区西新橋一丁目 9 番 1 号）
- ・ 監査法人つばき（所在地：東京都中央区銀座七丁目 5 番 19 号）

（2）処分内容

- ・ 麹町監査法人について
戒告
- ・ 監査法人つばきについて
戒告

（3）処分理由

- ・ 麹町監査法人については、T T G の平成 14 年 3 月期から平成 17 年 3 月期までの財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、それぞれ、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、又は相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 監査法人つばきについては、T T G の平成 17 年 9 月期の財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

なお、麹町監査法人については、公認会計士・監査審査会の検査の結果に基づく勧告を踏まえ、業務改善指示を行っている。

2. 公認会計士

（1）処分対象

公認会計士 3 名

（2）処分内容

登録抹消

(3) 処分理由

上記3名は、TTGの平成14年3月期から平成17年9月期までの期間のうち、以下のそれぞれの期についての財務書類に係る監査において、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、又は相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士1名については、平成14年3月期から平成17年3月期（麴町監査法人の社員）、平成17年9月期（監査法人つばきの社員）
- ・ 公認会計士1名については、平成14年3月期及び平成15年3月期（麴町監査法人の社員）
- ・ 公認会計士1名については、平成16年3月期及び平成17年3月期（麴町監査法人の社員）、平成17年9月期（監査法人つばきの社員）

《事案の概要》

TTGは、完成工事の外注費を他の未成工事に付け替えることで、当該工事の原価を引き下げるとともに、付け替えた外注費については、仕掛品として、費用計上を翌期以降に繰り延べる等していた。また、工事売上高の計上について工事完成基準を採用しているにもかかわらず、顧客からの注文見込みの段階で売上を計上する等の方法により、重大な虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該業務執行社員の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 平成14年3月期から平成17年3月期について、業務執行社員は、売上に関する契約書や検収書等の取引先発行の書類での確認、工事原価に関する請求書や振替伝票の確認、売掛金の残高確認の回答と売掛金残高に差異がありながら当該理由の確認、を十分に行っていなかった。このため、完成工事原価の翌期以降への繰延べ、注文見込段階での売上計上等による利益の過大計上を見逃した。
- ② 平成15年3月期について、TTGは工事売上高の計上について工事完成基準を採用していたが、業務執行社員は、TTGから部分完成工事一覧を入手しながら、売上計上できない部分完成工事高10億円を売上計上することを容認等した。
- ③ 平成16年3月期について、業務執行社員は、期首の時点において、前期に部分完成工事を売上として計上しているため期首に売掛金等10億円が過大に計上されていること、及び前期に終了したプロジェクトの原価約4億円が仕掛品として繰り延べられていることを把握していながら、何ら対応せずに期末にそれぞれ資産として計上することを容認等した。
- ④ 平成17年3月期において、業務執行社員は、前年度から処理が繰り延べられていた前述の売掛金等のうち、約5億2千万円を特別損失として処理させているが、少なくとも2億1千万円分の処理を翌期に繰り延べることを容認等した。
- ⑤ 平成17年9月期において、業務執行社員は、前期まで継続して完成工事原価の付替えが行われていたことから振替伝票等の確認を十分に行う必要があるにもかかわらず、これらの確認を怠っていた。

事案 6

第 87 回審査会（平成 19 年 5 月 31 日開催）において、株式会社ライブドアに係る監査証明を行った港陽監査法人の業務を執行する社員及びその補助者であった公認会計士 3 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 19 年 6 月 4 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社ライブドア（以下「ライブドア」とする。）の平成 16 年 9 月期の財務書類に係る証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく監査証明に関し、港陽監査法人（平成 18 年 6 月 30 日解散）の業務を執行する社員（以下「業務執行社員」という。）及びその補助者であった公認会計士に対し、本日（平成 19 年 6 月 4 日）、下記の懲戒処分を行った。

記

○公認会計士

（1）処分内容

登録抹消

（2）処分理由

ライブドアの平成 16 年 9 月期の財務書類について、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして監査証明を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止 9 ヶ月（平成 19 年 6 月 7 日から平成 20 年 3 月 6 日まで）

（2）処分理由

ライブドアの平成 16 年 9 月期の財務書類について、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止 6 ヶ月（平成 19 年 6 月 7 日から平成 19 年 12 月 6 日まで）

（2）処分理由

港陽監査法人の補助者として行ったライブドアの平成 16 年 9 月期の財務書類の監査において、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反する行為があった。

《事案の概要》

ライブドアは、平成16年9月期の連結損益計算書において、経常損失が約3億円発生していたにもかかわらず、会計処理を潜脱する目的で組成した投資事業組合を通じて売却した自己株式売却益約37億円、並びに、株式会社ロイヤル信販及び株式会社キューズ・ネットに対する架空売上約16億円をそれぞれ売上高に含めるなどして経常利益が約50億円と虚偽の内容を記載した平成16年9月期有価証券報告書を、平成16年12月27日に関東財務局に提出した。

- ① 公認会計士1名は、ライブドアが投資事業組合を組成してライブドア株式を売却し、その売却益を連結売上に計上していることを認識しながら当該売却益の連結売上計上を容認し、さらに、株式会社ロイヤル信販及び株式会社キューズ・ネットに対する売上取引に係る証憑書類がなく、架空の売上が計上されていることを認識しながら、実体を伴う売上であることを示す証憑書類の提出を指示するなどして、当該売上等の計上を容認した。
- ② 公認会計士1名は、平成16年3月中間決算までの業務執行社員1名が、ライブドアに対する監査報告書に署名することを拒否したため、これに代わって監査報告書に署名することになった際、ライブドアに対する監査調書の査閲など追加的な監査を行わなかった。
- ③ 公認会計士1名は、ライブドアが投資事業組合を組成して自己株式を売却し、当該売却益がライブドアの連結売上に計上されていることを把握していながら、業務執行社員に対し虚偽証明へと誘導するような報告を行った。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 多国間における協力

平成18年9月に「監査監督機関会議」の第5回会合がパリで開催され、同会議が発展的に解消されるとともに、公式な常設の会合として「監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators：IFIAR）」を設立することが合意された。

同フォーラムの第1回会合は、平成19年3月に審査会の主催により東京にて開催された（P132～134，資料4－1～2参照）。また、平成19年5月には、アムステルダムで「IFIAR 検査ワークショップ」が開催された。

（1）第5回監査監督機関会議

平成18年9月15日に、フランスH3C(会計監査役高等評議会)の主催により、パリにて開催され、審査会からは会長及び常勤委員が参加した。

会議には、19カ国（オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国）の監査監督機関、7機関（バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定化フォーラム(FSF)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行(WB))が出席した。本会議は、新たに5カ国が参加するなど、これまでで最も大きな規模で行われた。

本会議では、IFIARの設立が承認され、第1回会合は、平成19年3月に審査会の主催により、東京にて開催されることとなった。また、参加者から最近の動向についての説明が行われるとともに、監査監督機関にとっての諸課題について意見交換が行われた。

（2）IFIAR 第1回会合

平成19年3月22日及び23日に、審査会の主催により東京にて開催された。

会合には、22カ国（オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国）の監査監督機関、6機関（バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定化フォーラム(FSF)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行(WB))が出席し、4カ国（フィンランド、

韓国、スリランカ、スイス)の監査監督機関が新たなIFIARメンバーとして承認された。なお、第5回監査監督機関会議にオブザーバーとして参加していた米国PCAOB(公開企業会計監督委員会)は、本会合において正式なメンバーとして承認された。

本会合では、監査の品質を促進する要素、監査監督機関間の情報交換、監査サービス市場が集中している場合における高品質の監査の利用可能性等について議論が行われた。

次回会合は、カナダCPAB(カナダ公共会計責任委員会)の主催により、平成19年9月にトロントで開催予定である。

(参考)IFIAR検査ワークショップ

平成19年5月30日及び31日に、アムステルダムで開催。全22カ国が参加し、監査に対する検査の目的と範囲、監査事務所に対する検査アプローチ等について、各国の検査官間の経験及び問題意識の共有が図られた。

2. その他の協力

審査会は、国際会議の場以外に二国間ベースでも各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

トピック 公認会計士法の改正

平成19年6月20日、公認会計士法等の一部を改正する法律が成立しました。改正の理由、概要は以下のとおりです（P135、トピック参照）。

【改正の理由】

企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例等を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため。

【改正法の概要】

- I. 監査法人等の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化
 - 監査法人における業務管理体制の整備、監査法人等による情報開示の義務付け等
- II. 監査人の独立性と地位の強化
 - 監査人の独立性に関する規定の整備、いわゆるローテーション・ルールの整備、不正・違法行為発見時の監査人の当局への申出制度の創設等
- III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し
 - 行政処分が多様化、課徴金納付命令の創設
 - 有限責任組織形態の監査法人制度の創設
 - 報告徴収・立入検査の権限の審査会への委任の範囲の見直し
 - 外国監査法人等の届出制度等の整備

改正法の中では、報告徴収・立入検査の権限の審査会への委任の範囲の見直しとして、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューを受けていない、または協力することを拒否している公認会計士等に対して、報告徴収・立入検査を行うことができることとされています。

また、外国監査法人等の届出制度等の整備として、外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）は、原則として、金融庁長官に届出を行うことが義務付けられました。

また、併せて外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）が整備されました。このうち、報告徴収、立入検査権限については、金融庁長官が、政令で定めるところにより、審査会に委任することができることとされています。

資料編

公認会計士法の改正の概要

— 公認会計士・監査審査会発足の経緯 —

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- (1) 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- (4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務は金融庁に移り、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなった。

平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置され、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を担うこととなった。

公認会計士法の一部を改正する法律

我が国資本市場の活性化

・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
 (←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするためインフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
 → 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
 ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

【法律の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

○公認会計士等の独立性の強化

・監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
 ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

○監視・監督体制の充実・強化

・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入
 ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政（公認会計士・監査審査会）がモニター

○試験制度の見直し

・現行の試験体系の簡素化
 3段階5回→1段階2回 + 実務補習修了の確認
 ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

○監査法人の社員の責任の一部限定

・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

○規制緩和等関連規定の見直し
 ○監査法人設立の届出制化

公認会計士・監査審査会委員名簿

平成19年6月30日現在

| | | |
|---------|-------|---|
| 会長（常勤） | 金子 晃 | 元会計検査院長 |
| 委員（常勤） | 脇田 良一 | 元明治学院大学学長 |
| 委員（非常勤） | 市川 育義 | 監査法人トーマツ代表社員 |
| 委員（同） | 引頭 麻実 | 大和証券エスエムビーシー（株）事業調査部長 シニアコーポレートアナリスト |
| 委員（同） | 坂本 道美 | 慶應義塾大学大学院商学研究科教授 |
| 委員（同） | 櫻井 久勝 | 神戸大学大学院経営学研究科教授 |
| 委員（同） | 高橋 厚男 | （財）日本証券経済研究所理事長 |
| 委員（同） | 田島 優子 | 弁護士 |
| 委員（同） | 西村 義明 | 住友電気工業（株）専務取締役 |
| 委員（同） | 根本 直子 | スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター |

《参考》過去の審査会委員

奥山章雄（非常勤：H16. 4. 1～10. 31）、辻山栄子（非常勤：H16. 4. 1～H19. 3. 31）

中村芳夫（非常勤：H16. 4. 1～H19. 3. 31）、平松一夫（非常勤：H16. 4. 1～H19. 3. 31）

藤沼亜起（非常勤：H16. 11. 1～H19. 3. 31）、吉井毅（非常勤：H16. 4. 1～H19. 3. 31）

（以上敬称略）

公認会計士・監査審査会は、公認会計士・監査審査会令（平成12年6月7日政令第265号）第2条の規定に基づき、公認会計士・監査審査会運営規程を次のように定める。

公認会計士・監査審査会運営規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会議
- 第3章 調査審議
- 第4章 試験
- 第5章 審査
- 第6章 検査
- 第7章 勧告
- 第8章 専決
- 第9章 雑則
- 附 則

第1章 総則

（目的）

- 第1条** 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の議事の手続その他審査会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 試験事務においては、公認会計士になろうとする者に必要な学識等の判定を行うため厳正に行い、審査及び検査においては、監査の質の確保と実効性の向上を図ることを旨として、客観的・専門的知見から行うものとする。

第2章 会議

（開会）

- 第2条** 会議は、原則として月2回程度開くこととするほか、必要に応じて開くものとする。
- 2 会議は、公認会計士・監査審査会会長（以下「会長」という。）が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となり、会議を運営する。

（会議への出席）

- 第3条** 審査会は、事務局の職員を会議に出席させて、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、会議において関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第4条 会議は、これを公開しない。

(議事録)

第5条 審査会は、会議について、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議の概要
- 五 議決事項
- 六 その他必要と認める事項

(小委員会)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名し、審査会が承認する。
- 4 議事運営その他小委員会に関し必要な事項は、各小委員長が定める。

第3章 調査審議

(意見表明)

第7条 公認会計士法（以下「法」という。）第32条第5項に基づき、金融庁長官より意見を求められた場合には、書面をもって意見の表明を行なうものとする。

第4章 試験

(試験実施に係る細目)

第8条 公認会計士試験に関する実施計画等必要な細目は、審査会が別に定めるところによる。

第5章 審査

(審査基本方針及び計画の策定)

第9条 審査会は、日本公認会計士協会が法第46条の9の2の規定に基づいて行う会員の法第2条第1項の業務の状況の調査の結果に関する審査にかかる基本方針

を策定するものとする。

2 審査会は、前項の審査の計画を策定するものとする。

(審査)

第10条 前条第1項の審査にかかる事務について、事務局は、定期的に処理状況を審査会に報告するものとする。

2 前項の事務において重大な事実が把握された場合には、事務局は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、審査結果に基づき、立入検査の要否等、必要な対応を決定するものとする。

第6章 検査

(検査基本方針及び計画の策定)

第11条 審査会は、検査にかかる基本方針を策定するものとする。

2 審査会は、審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、日本公認会計士協会、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所（以下「被検査事務所等」という。）のうち検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項、検査期間及び主任検査官その他当該検査の実施項目を定める検査実施計画を策定するものとする。

(検査の報告)

第12条 主任検査官は、立入検査を終了後、必要に応じ検査結果の概要を審査会に報告するものとする。

2 主任検査官は、検査を終了するときは、検査結果を審査会に報告しなければならない。

3 主任検査官は、特に重大な事実を把握した場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第13条 審査会は、検査を終了したときは、検査結果を当該被検査事務所等に通知するものとする。

第7章 勧告

(行政処分等の勧告)

第14条 審査会は、行政処分その他の措置について金融庁長官に対して勧告するとき、書面をもって行うものとする。

第8章 専決

(専決)

第15条 審査会は、審査会の事務処理のうち、次の各号に掲げる事項について、事務局長の専決とさせることができる。

- 一 公告に関する事項のうち軽微なもの
- 二 広報に関する事項（年次報告書の公表を除く。）
- 三 公認会計士試験の実施に関する事項のうち軽微なもの
- 四 報告徴求に関する事項

第9章 雑則

(公表)

第16条 審査会は、毎事務年度終了後、当該事務年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第17条 審査会は、事務処理に必要な各般の情報の収集、整理及び分析を行い、その情報の適切な活用を図るよう努めるものとする。

- 2 審査会は、審査及び検査の各事務を処理した場合において必要があると認めるときは、その各事務処理の結果が行政運営に適切に反映されるよう、関係行政機関に所要の連絡を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から実施する。

公認会計士・監査審査会の開催状況

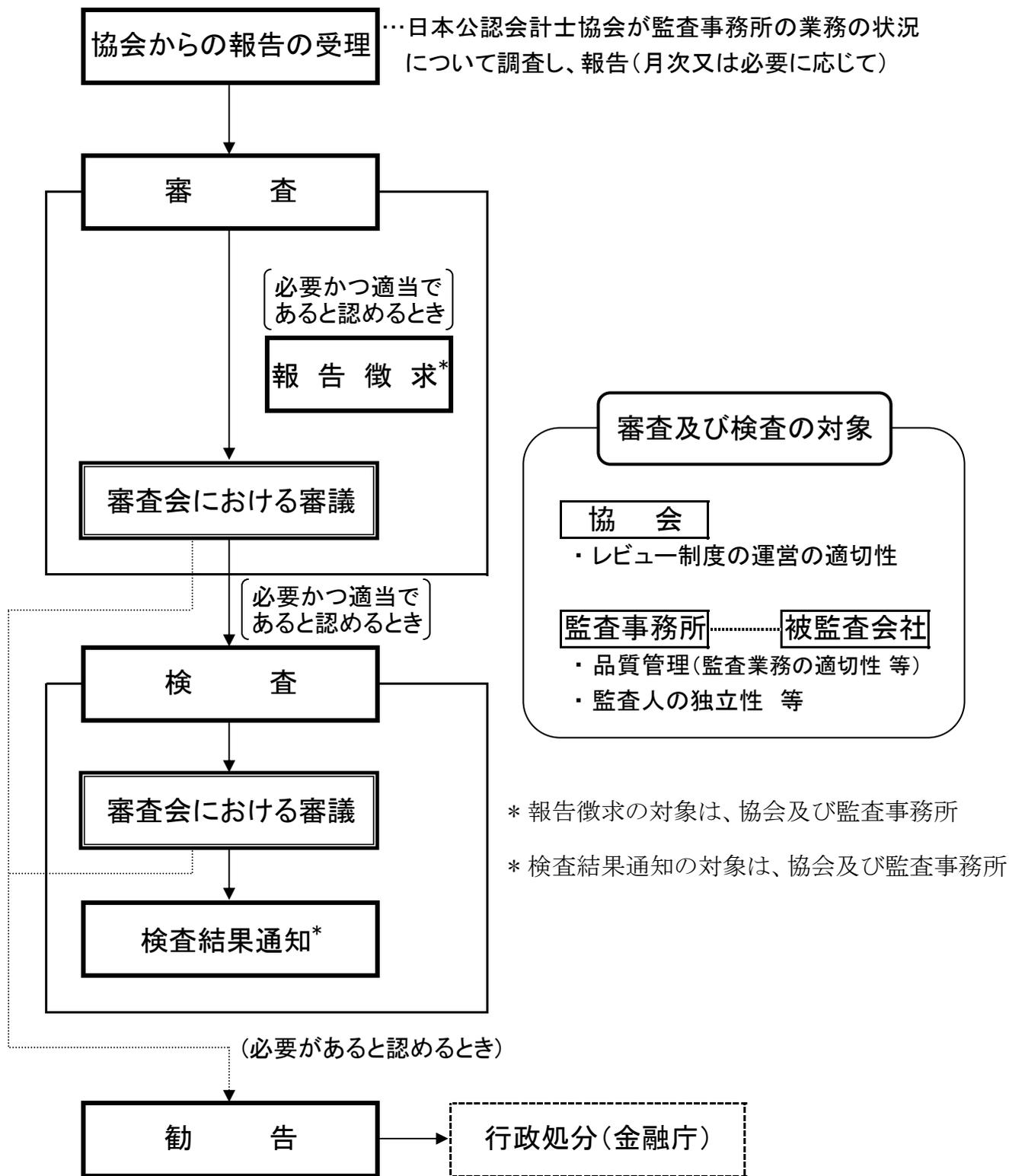
(平成18年7月1日～平成19年6月30日)

| 回 | 開催日 | 主な議題 |
|----|-------------|--|
| 64 | H18. 7. 11 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (3) モニタリング等について ①監査法人に対する業務改善指示について ②金融審議会公認会計士制度部会における審議について ③品質管理レビューの月次報告について |
| 65 | H18. 7. 25 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 政策評価について (3) 品質管理レビューについての年次報告について (4) 審査及び検査等について |
| 66 | H18. 8. 8 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の年次報告について (3) 審査及び検査等について (4) 公認会計士試験について |
| 67 | H18. 9. 5 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査会の年次報告について (3) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について |
| 68 | H18. 9. 12 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3) 審査及び検査等について |
| 69 | H18. 9. 26 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 第5回監査監督機関会議等について (3) 審査及び検査等について |
| 70 | H18. 10. 17 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 平成19年公認会計士試験の年間実施計画について (3) 審査及び検査等について |
| 71 | H18. 10. 24 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 72 | H18. 11. 7 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について |
| 73 | H18. 11. 21 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について |

| 回 | 開催日 | 主な議題 |
|----|-------------|---|
| 74 | H18. 11. 28 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3) 審査及び検査等について |
| 75 | H18. 12. 19 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について |
| 76 | H19. 1. 16 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 77 | H19. 1. 23 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 78 | H19. 1. 30 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 79 | H19. 2. 13 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 80 | H19. 2. 27 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 81 | H19. 3. 13 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①中小規模監査事務所の監査の品質管理について ②審査及び検査等について |
| 82 | H19. 3. 27 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について (3) 第1回監査監督機関国際フォーラムについて |
| 83 | H19. 4. 13 | (1) 公認会計士・監査審査会の概要について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査等について 品質管理レビューの月次報告等について (4) 公認会計士等に対する懲戒処分に関する事項について |
| 84 | H19. 4. 25 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分に関する事項について (3) 審査及び検査等について |
| 85 | H19. 5. 11 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②検査に関する基本方針（案）について ③審査及び検査等について |
| 86 | H19. 5. 25 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について |

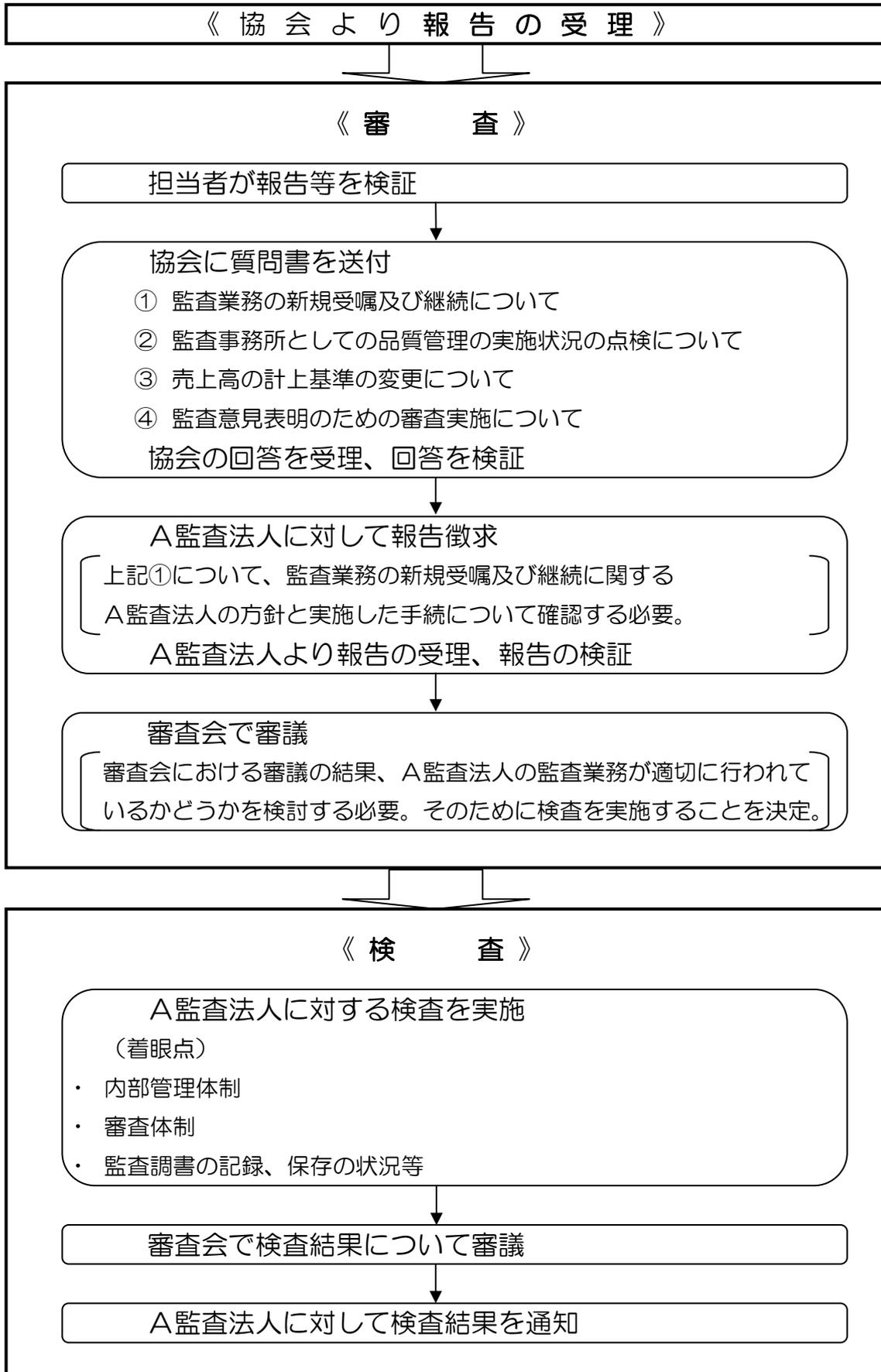
| 回 | 開催日 | 主な議題 |
|----|------------|--|
| 87 | H19. 5. 31 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3) 審査及び検査等について |
| 88 | H19. 6. 5 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 政策評価の実施計画について (3) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について |
| 89 | H19. 6. 11 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について |
| 90 | H19. 6. 19 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について |
| 91 | H19. 6. 27 | (1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①審査及び検査等について ②3大監査法人の検査結果の取りまとめについて ③審査基本方針等について ④検査に関する基本指針について |

公認会計士・監査審査会の審査・検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の事例（モデルケース A 監査法人）



監査の信頼性確保のために

—審査基本方針等—

公認会計士・監査審査会
平成16年6月29日
改正平成17年6月14日

公認会計士法は、公認会計士が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨を規定している。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の行う財務諸表の監査業務の改善進歩を図る活動を行っているが、改正公認会計士法の施行により、協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための監査事務所に対する調査活動は法的にも位置づけられ、その報告が義務づけられた。協会の調査活動の信頼性の一層の向上のため、公益的見地から公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）がこれを審査し、必要に応じて検査する（以下「モニタリング」という。）機能も法的制度として導入された。

審査会が実施するモニタリングは、協会からの報告に基づき、協会による監査事務所における監査業務に対する調査制度が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは監査事務所等に立入検査を行うものである。審査会は、その結果に基づき、必要があると認めるときは金融庁長官に対して勧告を行うことができる。その意味で、審査会の実施するモニタリングは、金融庁による公認会計士等に対する監督機能や協会の発揮する自治統制機能と相俟って、全体としてわが国の監査の質の確保と実効性の向上を図る制度的仕組みの主要な核をなすものである。

審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加するとともに、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。

【視点】

審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の

視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とすることにより、協会の効果的な自治統制機能を通じて、監査事務所における監査業務の充実・強化を図ることを目標とする。

審査会は、モニタリングの実施に当たって、以上のような観点を踏まえ、次のように「審査基本方針及び審査基本計画」及び「検査基本方針」を定める。なお、社会経済情勢の変化、審査・検査手法の向上等を踏まえ、これらの方針等について、事務年度毎に見直しを行い、必要に応じ適宜改正を行うものとする。

Ⅰ. 審査基本方針及び審査基本計画

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

新たに審査会によるモニタリング制度が導入された目的に鑑み、また、制度導入当初であることを踏まえ、限られた行政的資源のもとでこの機能を効果的に果たしていくために、当面以下のような考え方を重視することとする。

① 監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応

監査の質の確保と実効性の向上への期待に積極的に対応するために、協会からの報告のみにとらわれず様々な情報を活用して、特に大きな問題点の的確な把握や実効性ある改善が確保され得るようなアプローチを確立していくこととする。その際、特にわが国経済に大きな影響を与える上場企業等に対する監査業務に係る品質管理の状況が遅滞なく的確に把握できるようなアプローチを模索し、確立する。

② 監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上

協会からの報告に基づき継続的に審査活動を進めていくことに加え、協会による品質管理レビュー自体の信頼性、実効性を高め、審査の結果が適切に反映されるような仕組みが確実に構築されることを目指すとともに、信頼性の高い品質管理が監査業務に浸透するよう努めていく。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受領し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徴求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。
- ③ その他必要に応じ、審査会の任務を踏まえ、監査業務全体の質の確保と実効性の向上に資すると考えられる措置が認められた場合には、これを助言・提言等の形で関係者等に対し表明する。

2. 審査基本計画

(1) 継続的審査活動と重点審査事項

上記の審査基本方針に基づき、次のような事項に重点を置いて、**協会からの報告を基にその内容を継続的に審査**する。その際、協会の自治統制機能を評価するとともに、特定の法令等諸基準の遵守状況を横断的に審査する新たな手法の可能性についても検討を行う。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

(2) 当面の各事務年度における更なる取組み

上記の継続的な審査活動に加え、**協会による品質管理レビューの一層の機能向上**を図る見地から、当面各事務年度毎に次のような取組みを行う。

【平成 16 事務年度（17 年 6 月まで）】

協会によるこれまでの品質管理レビュー（基本的スタンス、実施体制、実施方法等）について、**深度ある実態把握**を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行う。その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、当年度のできるだけ早い時期に、協会による品質管理レビューの一層の信頼性向上と効果的な遂行のための条件整備・手法改善等に関し、**公益的立場から助言・提言等を行うとともに、必要に応じて勧告**を行う。

(注) 品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。

【平成 17 事務年度（18 年 6 月まで）】

初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、重点審査事項により留意した対応や**審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化**することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、**審査の枠組みを強化**する。

また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。

【平成 18 事務年度（19 年 6 月まで）以降】

協会による品質管理レビューが、相当程度機能向上していることを基本として、協会による品質管理レビューと審査会による審査活動による相乗効果により、**一層の監査の質の確保と実効性の向上**を目指す。

II. 検査基本方針

審査会の検査は、協会からの報告に対して「審査基本方針及び審査基本計画」に基づき行われる審査結果を踏まえて、必要に応じ次のように実施する。

1. 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- (1) 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかについての審査結果に基づき、必要があると認めるときに協会等に立入検査を行う。
- (2) 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかについての審査結果に基づき、必要かつ適当と認めるときに監査業務に関し監査事務所へ立入検査を行う。
- (3) 上記(2)の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を適切に把握する必要があると認める場合には被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果、審査会は個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

2. 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- (1) 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対協会）
- (2) 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対監査事務所）
- (3) 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要があると認められる場合等（主に対被監査会社等）

- (4) 法令等諸基準の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- (5) 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

3. 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、運営規程に従い、検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項等、検査の実施項目を定める検査実施計画を策定し、検査を終了したときは、被検査事務所等に対して検査結果の通知を行う等適切な手続をとるものとする。

平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は平成 16 年 4 月に発足後、審査基本方針等に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の行う品質管理レビューの審査、必要に応じて検査を行ってきたところである。

平成 16 事務年度においては、協会によるこれまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行い、その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。また品質管理レビューの審査を行い、一部の監査事務所に対する検査を実施した。

平成 17 事務年度においては、初年度の取組みを踏まえて審査を行い、検査を行った。特に、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施した。

平成 18 事務年度においては、これまでの審査会の活動実績、昨今の会計監査を巡る状況等を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、一層の監査の質の確保に資するように、審査及び検査を実施することとする。

1 平成 18 事務年度審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 16 事務年度においては、「確認（監査基準委員会報告書第 19 号）」の遵守状況を重点的に検証した。その結果、多くの監査事務所で確認が不十分な実態が把握された。さらに、平成 17 事務年度においても同様に不十分な実態が把握されたところであり、引き続き確認に関する検証が必要と考えられる。

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、会計上の見積りについて不十分な事例を多く把握したところである。また、監査業務に関する審査について、問題の発見及び解決がなされるためには不十分な態勢であると認められた。

これらを踏まえ、平成 18 事務年度においては、監査手続としては確認及び会計上の見積りについて、また、監査業務に係る審査態勢について重点的に検証することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの改善状況の検証

審査会が協会の品質管理レビューについて実態把握及び提言を通じて改善を要請し、1 年余りが経過しており、協会の品質管理レビューの改善が期待される。また、監査基準の改訂、品質管理基準の策定により監査事務所の監査の品質管理がより一層重視されるようになっており、協会の品質管理レビューの改善状況について検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 4 大監査法人に対するフォローアップ検査

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、4 大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。今後、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

今般の検査結果を踏まえ、平成 18 事務年度より、4 大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

(2) 必要に応じた中規模監査法人への検査

国際的には、いわゆる Big 4 への検査が実施された後、それらに続く中規模の監査法人に対する検査が実施されている。

平成 16 事務年度及び 17 事務年度の審査には、中規模監査法人に対するものも含まれており、平成 18 事務年度の審査においても中規模監査法人に対するものが計画されている。

平成 18 事務年度においては、この国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、協会の品質管理レビューの審査を行った後、必要に応じて検査を実施する。

有恒監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 11 月 29 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、有恒監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

1. 有恒監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。
 - (1) 内部管理に関する規程等を定めておらず、また、本部組織が未整備であり監査部門を横断的に統制していないなど、内部管理体制は不十分である。
 - (2) 監査の品質管理全般にわたって方針と手続が未整備又は不十分である。
 - (3) 監査業務の審査については、審査が実施されていない監査業務や重要な監査上の論点が審査に付されていない監査業務があるなど審査態勢は不十分である。
 - (4) 品質管理の実施状況の点検が全く行われていない。
 - (5) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。

2. また、当該監査法人は、このような著しく不当な運営の事実の一部を隠すために虚偽の内容を記載した業務報告書（平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期）を近畿財務局長に提出し、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいても虚偽の内容の回答を行うなど、法人全体として業務改善に真摯に取り組んでいないものと認められる。

麴町監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 3 月 28 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、麴町監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

麴町監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 最高経営責任者及び監査の品質管理に関する責任者を定めていないなど当該監査法人の本部組織は未整備であり、また、品質管理に関する方針と手続の整備及び運用が不十分なため、各監査部門（分室）を横断的に統制していない。さらに、監査業務の審査において、財務書類に重大な疑義があり、適正意見を表明できないものと社員会が決定したにもかかわらず適正意見が表明されるなど法人の業務管理体制は不十分である。
2. リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
3. 監査法人の業務管理体制として法令で設置を義務付けられている「点検する機構」が設置されていない。また、個々の監査業務の実施状況の点検について平成 18 年 9 月まで全く行っておらず、その後実施した点検においても点検結果に対する改善案を検討していないなど不十分な点がある。

東陽監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 7 月 5 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、東陽監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

東陽監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 本部組織による監査部門の各班への業務方針等の周知や業務管理が十分でないなど、当該監査法人の組織的な業務運営は不十分である。また、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの指摘に対する改善を監査実施者に任せて、改善状況を本部組織が管理していないため、直近の協会の品質管理レビューにおいて、前回と同様の指摘を含む多数の指摘を受けるなど、内部管理体制は不十分である。
2. 当該監査法人は、子会社が実施する業務について非監査業務の同時提供の禁止に抵触するか否かの検討をしておらず、また、行政当局に提出する業務報告書の作成に当たり、関係会社等の有無、大会社等の被監査会社数等を確認せず、さらに、定款に記載のない業務を提供しているなど、法令等遵守態勢は不十分である。
3. 監査業務の遂行において、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査において、審査を適切に実施する体制の整備が不十分であるほか、審査の実施においても、審査担当者が自己の実施した監査業務の審査を実施している監査業務があり、また、中間期と期末の審査を異なる審査担当者が実施しているにもかかわらず、審査担当者間の引継ぎを十分に行っていないため、期末の審査担当者が重要な監査上の論点を看過している監査業務がある。さらに、重要な監査上の論点について深度ある審査が実施されたとはいえない監査業務があるなど、審査態勢は不十分である。

小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等に基づき、平成 16 年度及び平成 17 年度の日本公認会計士協会による品質管理レビュー（以下「品質管理レビュー」という。）に関して審査・検査を行っているところであるが、これまでの小規模監査事務所に対する審査・検査の事例等の集積を踏まえ、今般、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として中間的な報告を取りまとめた。

本報告においては、品質管理レビューにおいて改善勧告のなされた事例及び審査会の審査・検査において問題とされた事例並びに、問題点を監査業務の遂行に関する主な項目ごとに取りまとめ、最後に、問題点の総括及び審査・検査を通じて把握した制度上の問題点についてまとめている。

なお、審査会の審査・検査は主として改善を要する監査の品質管理上の問題点を指摘するものである。本報告に記載しているこれらの問題点は、品質管理レビュー及び審査・検査で認められたものであり、これらの指摘は各監査事務所の行う個々の監査報告書における監査意見の表明が不適切であるとするものではないこと、また、ここで取り上げていない項目は、すべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 本報告の構成

本報告は以下の内容で構成されている。

- ① 小規模監査事務所の概要
- ② 小規模監査事務所の監査の品質管理上の問題点
 - ・ 監査手続
 - ・ 監査意見表明のための審査
 - ・ 監査契約の新規締結及び更新
 - ・ 監査責任者の交替
 - ・ 共同監査
- ③ 事例
- ④ 小規模監査事務所の問題点の総括
- ⑤ 小規模監査事務所に係る制度上の問題点

2. 小規模監査事務所の概要

本報告において「小規模監査事務所」とは、小規模監査法人及び個人公認会計士（以下「個人事務所」という。）を指している。小規模監査法人とは、我が国の監査法人のうち 4 大監査法人及び中規模監査法人（4 大監査法人に次ぐ規模を有する

上位 20 法人) を除いたものとしている。

本報告で取り上げた小規模監査事務所は、平成 16 年度及び平成 17 年度の品質管理レビューの対象となった小規模監査法人 (88 法人) 及び個人事務所 (128 事務所) の計 216 事務所である。

3. 監査の品質管理上の問題点

本報告では、小規模監査事務所の行う個々の監査業務の遂行に関する事例及び問題点を取り上げている。主な内容は以下のとおりである。

① 監査手続

「監査マニュアルの整備」「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」「監査調書の記録」「確認」「会計上の見積り」の各項目に係る指摘事例及び問題点を記載。たとえば、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」に関しては、小規模監査事務所のほとんどに問題が見られている。また、幅広い項目において文書化に問題が見られている。

② 監査意見表明のための審査

審査体制の整備及び運用に係る指摘事例及び問題点を記載。小規模監査事務所の 6 割に問題が見られている。

③ 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の更新時におけるリスク評価に係る指摘事例及び問題点等を記載。小規模監査事務所の 3 割に問題が見られている。

④ 監査責任者の交替

監査責任者の交替 (ローテーション) 制度の整備に係る指摘事例及び問題点を記載。個人事務所のほとんど及び小規模監査法人の 4 割に問題が見られている。

⑤ 共同監査

共同監査の遂行 (監査業務の分担等) に係る指摘事例及び問題点を記載。共同監査協定書を締結していない状況等が見られている。

4. 事例

個人事務所が実施する個別の監査業務において、監査手続上の問題等が幅広く見られるものを取り上げている。

5. 問題点の総括

小規模監査事務所における固有の問題と思われるものを、「大会社等の監査を行うための体制」「監査の品質管理に対する意識」及び「被監査会社の問題点」の 3 項目に分けて総括的に取りまとめている。

小規模監査事務所においては、大会社等に対する組織的な監査体制をとることが困難な状況が見られ、また、監査体制面での整備の遅れのほかに、監査の品質管理

に対する意識についても問題が見られている。

6. 制度上の問題点

個人事務所による監査業務の適切性の確保に関して、以下の制度上の問題点を取りまとめている。

- ・監査法人と異なり、公認会計士に対しては、監査業務の遂行が著しく不当な場合に「必要な指示」や懲戒処分を行うことができないものとなっているが、「必要な指示」や懲戒処分を行うことができるようにすべきではないか。
- ・また、公認会計士に対しては、相当な注意を怠って重大な虚偽等のある財務書類をないものとして証明した場合に、戒告又は業務停止の処分を行うことができるとしているが、故意による虚偽証明等の場合と同様に登録の抹消も選択肢として加えるべきではないか。

(以上)

中小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、昨年 11 月に、平成 16 年度及び平成 17 年度の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューに対する審査事例を中心に「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめた（平成 18 年 11 月 8 日公表）。他方、審査会は、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）の審査基本計画及び検査基本計画を踏まえて、必要に応じた中規模監査法人に対する審査及び検査も進めてきた。本報告書は、これらの審査及び検査を中心に取りまとめたものである。

本報告書において総括しているとおり、中小規模監査法人では、限られた人的資源の中で、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが課題となっている。

審査会としては、個人事務所を含めた中小規模監査事務所において、適切な品質管理の下で監査の質の維持・向上を図るための体制整備に常に努める必要があると考えており、特に、4 大監査法人に次ぐ地位にあって、多くの上場会社等の監査業務を実施している中規模監査法人においては、早急な体制整備が行われることを期待する。

なお、本報告書に記載する問題は、検査において検査官が検証した範囲及び検査時点で認められたものであり、すべての中小規模監査事務所の業務管理体制に不備があるとするものではないこと、各監査事務所の行う監査意見の表明そのものが直ちに不適切であるとするものではないこと、また、ここで指摘していない事項は、すべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 本報告書の対象

本報告書では、「中規模監査法人」を、我が国の 4 大監査法人に次ぐ規模を有する 20 法人（注）とし、それら以外の監査法人を「小規模監査法人」と区分する。このような中規模監査法人及び小規模監査法人に個人事務所（公認会計士）を加えたものを「中小規模監査事務所」としている。

本報告書の対象となる中小規模監査事務所は、平成 16 年度及び平成 17 年度の協会の品質管理レビューの対象である 16 中規模監査法人、88 小規模監査法人、128 個人事務所である。なお、上記のほかに平成 18 年度の協会の品質管理レビューの対象である 1 中規模監査法人の検査結果も対象に加えている。

(注) 平成17年3月末現在における常勤公認会計士数による順位。平成19年2月末までに17法人に対して審査及び検査を実施

2. 中小規模監査法人の概要 (平成17年3月末現在)

4大監査法人と中小規模監査法人とでは、その人員規模に著しい格差がみられる。たとえば、4大監査法人の所属公認会計士数は平均1,666人であるのに対して中小規模監査法人では平均12人(中規模33人、小規模8人)である。

また、証券取引法監査の実施数でみても、監査法人全体に占める中小規模監査法人の割合は2割に満たない。

3. 中小規模監査法人の監査の品質管理

中小規模監査法人に対する審査及び検査でみられた監査の品質管理に関する主な問題は次のとおりである。

(1) 業務管理体制

本部組織や内部規程の整備が不十分で監査業務を実施する監査部門及び地方事務所の統制が十分になされていない法人がある。このような法人では監査部門等の単位で人事や報酬などが決定されるなど、4大監査法人よりも法人本部から一層独立した形での業務運営となっている状況がみられる。

(2) 職業倫理及び独立性

独立性保持その他の適格性要件の確保についての方針と手続は概ね整備されているものの、社員及び職員の独立性の確認が網羅的になされていないなど運用に問題がみられる法人がある。

(3) 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新についての方針と手続は概ね整備されているものの、具体的なガイドラインや審査手続を定めていない法人がある。また、リスク評価について適切に実施されていないなど運用に問題がみられる法人もある。

(4) 監査業務の実施

監査マニュアルは概ね整備されているものの、適時に内容を改訂していない法人がある。個別の監査手続については、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」「確認」「経営者確認書」「会計上の見積り」などの各項目に問題がみられている。特に、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」や「確認」に関しては多くの法人に問題がみられる。

また、多くの法人において監査調書の記録に不十分な点がみられている。

(5) 監査業務の審査

審査体制については合議制(会議体方式)又はレビューパートナー方式(業務執行社員以外の特定の社員により審査を行う方式)により概ね設けられている。しかしながら、すべての監査業務を審査の対象としていない法人があり、また、審査を受けずに意見表明を行っている監査業務があるなど審査の実施状況において問題がみられる法人がある。

4. 中小規模監査法人の監査の品質管理（総括）

中小規模監査法人に共通すると考えられる主な問題は次のとおりである。

(1) 業務管理体制

本部組織や内部規程の整備が遅れているなどガバナンスに問題があり、監査部門や地方事務所が本部から独立的に運営されている状況がみられる。また、法人の社員等が個人事務所の業務運営を優先し、法人の業務運営に支障が生じている状況もみられる。

中小規模監査法人においては、このような業務管理上の問題がみられることから、法人の最高経営責任者や品質管理責任者のリーダーシップの下に、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 監査体制及び審査体制

法人に所属する社員等が少数のために、大規模会社に対する監査体制や審査体制を構築することが困難になっている。また、監査業務の審査が適切に実施されていない事例がみられる。

(3) 監査の品質管理に対する意識

監査の品質管理に責任を有する監査事務所の最高経営責任者等として業務を統括する意識に乏しい者や、個々の監査業務を行う監査実施者において職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすという意識に欠ける者がみられる。

5. 個人事務所の監査の品質管理

個人事務所（公認会計士）においては、監査業務を主体とするものが3割に満たず、税務業務等を主体とするものが多い。

監査体制及び審査体制については、中小規模監査法人以上に、それらの体制の構築・運用が困難になっている状況がみられる。

監査業務の実施については、監査マニュアルの整備やリスク・アプローチに基づく監査計画の立案に関して多くの事務所で問題がみられる。また、監査業務以外の業務が主体であるために、監査の品質管理の改善に取り組む意識が薄いと思われる事務所もみられる。

6. 被監査会社側の問題

小規模監査法人又は個人事務所が大規模会社を監査する場合に、被監査会社から監査人に対し不適切な対応があると思われる事例がみられる。

被監査会社は、財務諸表等の作成者として適正な企業内容の開示を行う責務があることを改めて認識すべきである。

(以上)

3 大監査法人の業務改善状況について

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成17年10月から平成18年6月までの間に、あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人の4大監査法人に対する検査を実施し、これらの結果に基づき、平成18年6月30日にそれぞれの法人に業務改善指示を求める勧告を金融庁長官に対して行った。審査会による勧告を受け、金融庁長官は平成18年7月7日に4大監査法人に対して業務改善指示を行った。各法人は当該指示に基づく改善策を金融庁長官に提出し、その後の改善実施状況についても金融庁長官に報告している（改善策及び改善実施状況報告についてはその概要が各法人から公表されている。）。

審査会は、平成18事務年度の検査基本計画において、上記の検査結果を踏まえ、4大監査法人の改善状況について検査を実施することとし、みずす監査法人（旧中央青山監査法人）を除く3法人に対して平成19年2月から同年6月までの間に順次検査を実施した。

検査で検証した限りにおいては、各法人ともに法人代表者の指示により本部内に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めるなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。しかしながら、各法人ともに主に改善の進捗管理、運用面において不十分な点がみられるため、検査において指摘したところである。なお、各法人においては、このような指摘について、検査結果の通知を待つことなく自主的に改善の徹底に取り組んでいる。

今回の検査の目的は、前回の検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することである。また、個別監査業務については、前回の検査対象となった監査業務において指摘事項に係る改善状況を検証することとし、検査は限定的なものとしている。本公表において示している問題点は、このような検査による検証の範囲で認められたものであり、各法人の行う業務において広く認められているものではないこと、また、ここで指摘していない事項はすべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 検査の概要

(1) 検査の目的及び期間

今回の検査は、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）に実施した 4 大監査法人に対する検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することを目的としたものである。

検査は、平成 19 年 2 月から同年 6 月までの期間に、あずさ監査法人、監査法人トーマツ及び新日本監査法人に対して実施した。みずぎ監査法人（旧中央青山監査法人）については、当該法人が平成 19 年 2 月に「人員の移籍に関する他監査法人との協議について」を公表したため審査会としては当面その動向を注視することとし、今回の検査の対象からは除外した。なお、同法人は、平成 19 年 5 月 30 日に「当法人の解散について」を公表し、同年 7 月 31 日をもって法人を解散することを明らかにしている。

(2) 検査の手法及び範囲

今回の検査は、各法人の作成した個々の改善策が適切に実施されているか、改善したとする事項の運用において不十分な点がないか等について、本部事務所及び東京、大阪その他一部の地方事務所に立ち入り、検証した。

検査手法は、法人代表者、改善策の取りまとめ責任者及び管理責任者並びに業務執行社員等へのヒアリングの実施、監査調書等の関係書類の閲覧によるものである。また、前回の検査対象となった監査業務については、検査基準日現在において、前回の検査結果通知後の年度監査が継続中であることから、指摘事項に係る改善状況を中間監査の業務において検証することとした。なお、前回の検査対象となった監査業務以外の個別監査業務は検証の対象とはしていない。

2. 改善策の作成、周知及び進捗管理

(1) 改善策の作成

各法人ともに理事長等の法人代表者の指示に基づき改善策を作成している。

改善策の内容は、監査の品質管理の各事項に多岐にわたるため、個々の指摘事項に対する改善策は担当部署ごとに作成し、本部の品質管理担当理事等が取りまとめの責任者となっている。

地方事務所の統合、ブロック化を含めた法人組織の改革については、現在取り組み中の法人が複数ある。

(2) 改善策の周知

各法人ともに、法人代表者から改善に係るメッセージが発信されており、全体の改善策については社員会及び各種説明会等で周知している。また、個々の改善策については、ガイドライン及び通達等により社員及び職員に周知しているとしている。

地方事務所に対する周知については、全国事務所長会議等を本部が開催し改善策を説明している。これを受けて事務所長から事務所内に周知している。

個別監査業務に係る指摘事項については、研修担当部署が監査従事者に対する事例研修等を開催し周知しているとしている。

(3) 改善の進捗管理

各法人ともに、改善の進捗状況の管理担当部署及び責任者を定めており、当該責任者は各部門及び地方事務所の担当者から実施状況の報告を受けて進捗を管理している。進捗状況については定期的に理事会等に報告している。

3. 検査結果の概要

(1) 総括

上記2.に記載したとおり、各法人ともに、法人代表者の指示に基づき本部に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めて、改善策の作成、周知、進捗状況の取りまとめを行うなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。

今回の検査で検証した限りでは、各法人ともに、個々の改善策の実施が著しく遅延しているもの又は著しく不十分なものは認められないが、下記(2)及び(3)に記載するとおり、改善策の周知が組織の末端まで徹底されていない事例や改善の進捗管理等に不十分な点がみられ、また、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面にも不十分な点がみられる。

(2) 共通する問題点

① 改善策の周知

各法人ともに、本部から監査部門及び地方事務所への改善の指示はガイドライン及び通達等の制定、発出又は電子掲示板への掲載、研修の開催等により行われているが、社員や職員の中には改善の必要性の認識や改善策の内容の理解が十分でない者がみられる。各法人においては、すべての社員及び職員が改善の必要性及び改善策の内容を十分に理解できるよう周知方法を改善し、周知を徹底するよう努める必要がある。

② 改善の進捗管理

個々の改善策の進捗状況は、各法人ともに、各担当部署の責任者から本部

の取りまとめ責任者への報告により管理しているものが多く、各部門及び地方事務所において改善策が実施されているかどうかの本部による確認が不十分となっている状況がみられる。

たとえば、ある法人では、すべての社員及び職員から通達等の内容を読了した旨の確認書を各部門長等に提出させているものの、本部は当該確認書の回収の際にその内容について確認するよう指示をしないままに部門長等に委ねているため、不十分な内容の確認書が提出されていたにもかかわらず、そのまま受領している事例がみられる。また、ある法人の一部の地方事務所においては改善への取り組みがほとんどなされていなかったが、本部は検査で指摘されるまでこのような状況を把握していなかった事例がみられる。各法人の本部等においては、改善策が各部門及び地方事務所において確実かつ有効に実施されているかどうか管理する必要がある。

③ 体制の整備

各法人においては、組織的監査の実施の観点から業務管理体制の整備に取り組んでいるが、実効性に留意した体制の整備に不十分な点がみられる。

たとえば、ある法人では、法令等遵守（コンプライアンス）体制の強化に当たり、コンプライアンス委員会を立ち上げたものの、事務局人事や委員会関係の規程の整備が遅れている状況がみられる。

④ 法人組織の改革

所属員が3千人を越すような大規模監査法人にあつて組織的監査を実施するためには、本部組織の強化や地方事務所の適切な管理体制などの整備が不可欠である。

組織的監査を実施するため、地方事務所の統合、ブロック化や法人全体での財政一体化を既に実施したとする法人もあるが、今後、法人組織の改革を完了させるとする法人も複数ある。当該改革の際には、監査の品質を考慮した監査資源の配分や統一的な人事評価なども適切に行われる必要がある。

(3) 個別の問題点

各法人ともに下記の事項に関する改善に取り組んでいるが、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面において不十分な点がみられる。

なお、前回の検査での指摘事項である「監査業務の遂行」及び「共同監査」に関する改善状況については、各法人ともに特に指摘すべき問題点は認められなかった。

① 業務運営

複数の法人において、本部からの改善指示の徹底に不十分な点がみられる。

・ すべての社員及び職員に対して、改善策に関する通達等の内容を読了

した旨の確認書の提出を求めているが、本部から各部門長等に対して提出された内容を確認するよう指示をしていないために、不十分な内容による確認書を部門長等はそのまま受領している。(前出事例)

- ・ 改善状況に関する内部監査において、本部の指示に従った手続を実施していない地方事務所がある。

② 職業倫理及び独立性

複数の法人において、監査従事者の独立性や非監査業務の同時提供の制限に関する審査又は調査に不十分な点がみられる。

- ・ 有価証券等の保有制限等に関し、内部規程の違反者に対する処分が不明瞭なものとなっている。
- ・ 非監査業務の契約締結に関する審査終了前に、業務着手又は契約が締結された非監査業務がある。

③ 監査契約の新規締結及び更新

各法人ともに、監査契約の承認手続に不十分な点がみられる。

- ・ 監査契約締結の際に実施する事前承認手続が完了（契約の承認）する前に監査契約が締結された監査業務がある。
- ・ 被監査予定会社から会計監査人の依頼を受けた際に、契約リスク評価手続を完了した上で法人が受諾すべきところ、当該手続を完了する前に株主総会で会計監査人に選任された監査業務がある。
- ・ 監査契約締結の申請者と承認者が同一社員である監査業務がある。

④ 人事及び教育・訓練等

複数の法人において、公認会計士が受けることとされている継続的専門研修の管理状況に不十分な点がみられる。また、人事評価の運用に不十分な点がある法人、必修である研修の受講管理に不十分な点がある法人、業務執行社員の選任に不十分な点がある法人がある。

⑤ 監査調書

各法人ともに、監査調書の保存・管理に不十分な点がみられる。

- ・ 監査調書の保存に対する点検において不備に気づきながら、管理担当部署が対応を行っていないものがある。
- ・ 監査調書の保存に関する手続を実施するよう本部より指示されたにもかかわらず、実施していない地方事務所がある。
- ・ 監査調書の保存に関して登録漏れのある監査部門及び監査調書の管理台帳を作成していない地方事務所がある。

⑥ 監査業務に係る審査

各法人ともに監査業務に係る審査体制の強化を図っているが、複数の法人において体制整備又は審査手続に不十分な点がみられる。

- ・ 審査の強化策の一部について具体的な取り組みが行われていない。
- ・ 本部審査管理部署の提出期限の管理が不十分なため、審査担当者の審査終了後、期限を超えて本部審査管理部署に提出された審査書類が多くみられる。

⑦ 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムに対する監視において、運用に不十分な点がある法人がある。

- ・ 品質管理のシステムの監視に関する内部規程と実際の運用が相違している。
- ・ 法人内部の点検結果を踏まえ、不備の程度が高い監査実施者等に対し特別研修を実施したが、当該特別研修の欠席者に対して再研修をするなどの対応をしていない。

おわりに

前記のとおり、各法人は、今回の検査での指摘を踏まえ、審査会の検査結果通知を待つことなく改善の徹底に取り組んでいる。審査会としては、このような各法人の自主的な取り組みにより、個別監査業務に改善の成果が浸透し、各法人の監査の品質が更に向上することを望んでいる。

なお、今回の検査において法人間の改善状況に差異が認められること、各法人の個々の改善策の内容が異なっていること、さらに、法人の業務改善の成果が個別監査業務に反映される必要があることから、審査会としては、今回の指摘及び今後改善を予定している事項の改善状況並びに個別監査業務の検証を引き続き行っていくこととする。

各法人自らにおいても、最高経営責任者である法人代表者のリーダーシップの下で、監査の品質の確保・向上に継続して取り組んでいくことを審査会として期待する。

(以上)

平成 19 年 7 月 31 日
公認会計士・監査審査会

日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 17 年 2 月 8 日付提言（「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」）及び平成 17 年 5 月 25 日付検査結果通知書に対する改善状況等を検証することを目的として、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に対し平成 19 年 5 月に検査を実施した。

検査で検証した限りにおいては、協会の品質管理委員会を中心に品質管理レビューの一層の機能向上に向けた改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。しかしながら、以下のとおり品質管理レビューの運営に不十分な点がみられるため、検査において指摘したところである。

本公表において問題点として示している事項以外の品質管理レビューに関する事項については、審査会として、問題とすべき事項が存在しない、あるいは適切であると判断したものではないことに留意する必要がある。

（注）品質管理レビューとは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況等を協会がレビューするとともに、その結果を当該監査事務所に通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものである。

1. 品質管理レビューの実施

（1）レビュー対象とする監査業務の選定

品質管理レビューの実施に当たり、レビューチームがレビュー対象として選定した監査業務の中には、選定過程及び判断根拠を明確に記録していない事例が認められる。このため、品質管理レビューの客観性及び妥当性の確保の観点、並びに審査会による審査及び検査の観点から、レビューチームは、レビュー対象として選定した監査業務の選定過程及び判断根拠を明確に記録する必要がある。

（2）インタビュー手続における非常勤の監査補助者の取り扱い

品質管理レビューにおいて実施する監査実施者に対するインタビュー手続の対象者には、非常勤の監査補助者を含めていない。監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続が監査実施者に正確に周知徹底が図られていることを確認するためには、監査実施者に対するインタビュー手続の対象者に非常勤の監査補助者も含める必要がある。

(3) 継続的専門研修制度の履修内容に係るレビュー手続

品質管理レビューでは、監査事務所に協会が継続的専門研修制度協議会に履修結果として報告した集合研修の内容をレビュー対象としていない。継続的専門研修制度は監査の品質の確保・向上に関わるものであるため、当該履修内容の適切性も品質管理レビューにおいて確認する必要がある。

(4) 監査補助者が公認会計士等でない場合のレビュー手続

監査業務の実施に当たり、監査責任者は監査補助者に対し適切な指示及び監督を行わなければならない。特に、監査補助者全員が公認会計士又は会計士補でない場合には、監査責任者は当該監査補助者に対する指示及び監督をより一層適切に実施することが必要であるが、品質管理レビューにはその判断基準がない。このため、監査補助者全員が公認会計士又は会計士補でない場合の監査責任者の指導及び監督の適切性に係る具体的な基準を早急に定める必要がある。

(5) 品質管理レビューに関して虚偽報告を行った監査事務所への対応

品質管理レビュー制度は、品質管理レビューに対する監査事務所の誠実な対応を前提として成り立っている。このため、監査事務所が品質管理レビューに関して虚偽報告を行った事実が判明した場合には、当該監査事務所に対して厳正な対応を行うなど、品質管理レビュー制度の適正な運営を確保する必要がある。

2. 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書等の作成並びに回答書の審査

(1) 品質管理委員会の判断形成過程の文書化

品質管理委員会が品質管理レビュー報告書案の結論を変更した場合等の判断形成過程を議事録等に明確に記録していない事例が認められる。このため、品質管理レビューの客観性及び妥当性の確保の観点、並びに審査会による審査及び検査の観点から、品質管理委員会は判断形成過程の文書化を徹底する必要がある。

(2) 改善勧告書作成に係る統一の方針の徹底

品質管理委員会が監査事務所に交付した改善勧告書の中には、改善勧告書作成に係る同委員会の統一の方針が徹底されずに、必要な改善措置として記載すべき事項を記載していない事例が認められる。このため、品質管理委員会は、当該方針に基づいた改善勧告書の作成を徹底する必要がある。

(3) 改善勧告書に対する回答書の審査

監査事務所が品質管理委員会に提出した「改善勧告書に対する回答書」の中には、具体的な改善内容が記載されていないものを品質管理委員会が受理している事例が認められる。指摘事項の確実な改善を確保するためには、回答書に具体的な改善策等の記載を求める必要がある。

監査の品質の一層の向上のために

— 審査基本方針等 —

平成19年6月29日

公認会計士・監査審査会

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第1条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第46条の9の2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第41条の2）。

審査会は、平成16年4月の発足以降平成19年6月までの、いわば第1期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成17事務年度（平成17年7月～平成18年6月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成19年6月に取りまとめ公表）。さらに、平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品

質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく。

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

① これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうか重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

② 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

(2) 審査の枠組み

① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受領し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- ① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
- ② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
- ③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要がある場合等（主に対監査事務所）

- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要がある場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要がある場合等（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要がある場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（3）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

平成19年6月29日

公認会計士・監査審査会

平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成19事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新しい審査基本方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成17年10月に新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューが平成19年度から実施されていることを踏まえ、平成19事務年度においては、上記基準等に基づいた品質管理のシステムが監査事務所において適切に整備されているかどうかについて、特に監査法人に対して重点的に検証する。

また、協会の品質管理レビューにおいて指摘が多くなされている監査契約の新規締結及び更新について重点的に検証する。なお、監査業務に係る審査について平成18事務年度に重点的に検証したが、その結果、審査の実施状況等に問題が認められているため、平成19事務年度においても引き続き検証することとする。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度の運営状況の検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要である。審査会は、このような観点から、協会が平成19年度から導入した上場会社監査事務所登録制度の運営状況を検証する。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

平成18事務年度においては3大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人）に対するフォローアップ検査を実施したが、検

査の結果、法人間で改善状況に差異がみられているため、その後の改善状況について、また、個別監査業務に改善が浸透しているか検証する。

したがって、平成19事務年度以降においても、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、3大監査法人について引き続き検査を実施していくこととし、また、3大監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成16事務年度以降これまでに、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等については、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、広く関係者等に示した。審査会は、これを受けて中小規模監査事務所が監査の品質管理の改善に自主的に取り組んでいるものと考えているが、平成19事務年度においては、このような自主的な改善が確実に実施されているかどうか検証することとし、協会の品質管理レビューの審査結果等に基づき、必要に応じて検査を実施する。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
検査に関する基本指針**

平成19年6月

公認会計士・監査審査会

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）における品質管理レビュー（公認会計士法（以下「法」という。）第46条の9の2第1項の規定に基づき協会が行う、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における法第2条第1項の業務の状況の調査をいう。以下同じ。）の運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所における同条同項の業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第2項により、内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会に委任されている。

3. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 協会

協会の事務の適正な運営に関する事項（法第46条の9の2第2項の報告に関するもの）

② 監査事務所

監査事務所における法第2条第1項の業務に関する事項（法第46条の9の2第2項の報告に関するもの）

③ 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所

監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における法第2条第1項の業務が主に以下の法令諸基準等に準拠しているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令諸規則（法、法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（監査法人に関する内閣府令、公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令等）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準及び監査に関する品質管理基準等、協会の指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）

4. 検査に当たっての検査官の留意事項

(1) 目的の認識

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

(3) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る動向や新た

な法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施することとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第46条の12第3項及び第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応の責任者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行う。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知する。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、予告して立入検査に着手する場合には検査実施の通知日の前営業日とし、予告なく立入検査に着手する場合には立入検査着手日の前営業日とする。

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行う。なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要

⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示する。

(3) 検査対象先の役職員及び監査実施者に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員及び監査実施者（監査責任者及び監査補助者をいう。以下同じ。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証する。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の役職員及び監査実施者の同席の申し入れがあった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認める。

なお、同席を認めない場合には、その理由を当該申し入れを行った者に対して説明する。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に対して被検査事務所等の代表者がどのように認識しているかについて、当該代表者及び理事等に対してヒアリングを行う。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮する。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努める。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努める。

(7) 事実関係及び経緯等の分析

検査官は、検査において認められた問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令諸基準等に抵触するか否かの検証にとどまらず、問題の発生原因についても追究する。

(8) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員及び監査実施者から指摘事項について確認を得る。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の役職員及び監査実施者の認識について記載を求める。

(9) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査会事務局審査検査室長にその旨を報告し、指示を受ける。

主任検査官は、審査会事務局審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずる。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努める。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、原則として検査対応の責任部署（業務管理部門等）を通じて一元的に行うよう努め、その趣旨を適切に説明する。

検査官は、提出を求める資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を借用する場合には、借用書を取り交わし、かつ、確実に管理する。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努める。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場（現物を管理する場所）からの一時持出しや返却を認める。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取り扱いに十分注意するとともに、現物は検査の終了時まで返却する。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱う。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望による。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、被検査事務所等との間で十分議論を行うものとし、被検査事務所等との間に生じた認識の相違の有無について、被検査事務所等の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了する。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行う。

① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努める。

② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等に伝達し、今後の手続について説明を行う。

(注) 検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行う。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他

の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認める。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱う。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明する。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 審査会事務局総務試験室は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果（案）を作成し、これを審査会に付議する。

ロ. 審査会の審理結果については、検査結果の通知の内容に反映させることとし、その旨を被検査事務所等の責任者に対して伝達する。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、

検査結果を記載した文書を交付することにより行う。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴する。

Ⅲ 検査結果等の公表

審査会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、公益又は投資者保護に資するため、審査会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、審査会のホームページ上等で公表する。

1. 勧告に至った事案の公表

勧告に至った事案について、勧告後、直ちに公表することとし、原則として、被検査事務所等の名称も併せて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

2. 提言・取りまとめ等の公表

上記1.のほか、必要に応じ、監査業務の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言・取りまとめ等の形で公表する。

Ⅳ 情報管理

1. 検査情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、検査官等職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、公認会計士・監査審査会行政文書管理規則で定める

主任文書管理者、文書管理者をいう。

3. 検査関係情報及び検査結果の通知の取り扱い

検査関係情報（注）及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、被検査事務所等の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、被検査事務所等以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と被検査事務所等の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

V 施行日

本基本指針は、平成19年6月29日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

「公認会計士監査制度の充実・強化」(抄)

金融審議会 公認会計士制度部会 報告

平成14年12月17日

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

① 求められる資質・モラル

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・モラルが期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力などが一層求められている。

公認会計士試験を通じ、また、資格取得時はもちろんのこと、むしろ、資格取得後においてこそ、専門的職業人材としての不断の自己研鑽が求められる。

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履修の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い識見を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価す

ることが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

具体的には、現行、「3段階・5回」となっている試験体系を「1段階・2回」（短答式及び論文式試験）とするなど試験体系の大幅な簡素化、試験科目の見直し、科目合格制の導入、試験免除の拡大など、国際会計士連盟（IFAC）をはじめとする国際的な動向にも配慮するとともに、実務に係る経済界の適切な協力も得て、資質を確保しつつ、受験者の負担を軽減するべく、試験制度の見直しを行うことが適切である。

第二に、一定の厳格な要件の下で、専門資格者、企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対する試験科目の一部免除などを導入することが適切である。

第三に、専門性や実務を重視した教育を通じた取組みが重要である。「専門職大学院」などの高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程については、設置主体となり得る当事者や関係者も含めて、求められるスキル、レベル、カリキュラムなどの要件について、公認会計士試験制度との連携を視野に入れた検討に早急に着手し、早期に具体化に向けた合意を得ることが重要である。

なお、公認会計士試験の合格者については、実務経験などの一定の要件を満たすことによって公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て「公認会計士」の名称をもって監査証明業務をはじめとする業務を

行うことができることとすることが適切である。実務経験などの一定の要件を満たすかどうかについては、的確な判断が確保されるよう適切な措置が講じられることが必要である。

また、登録については、有効期間を設け、引き続き登録を更新する際の要件として、公認会計士協会による「継続的専門研修」の受講を位置づけることが適切である。

② 量的な規模

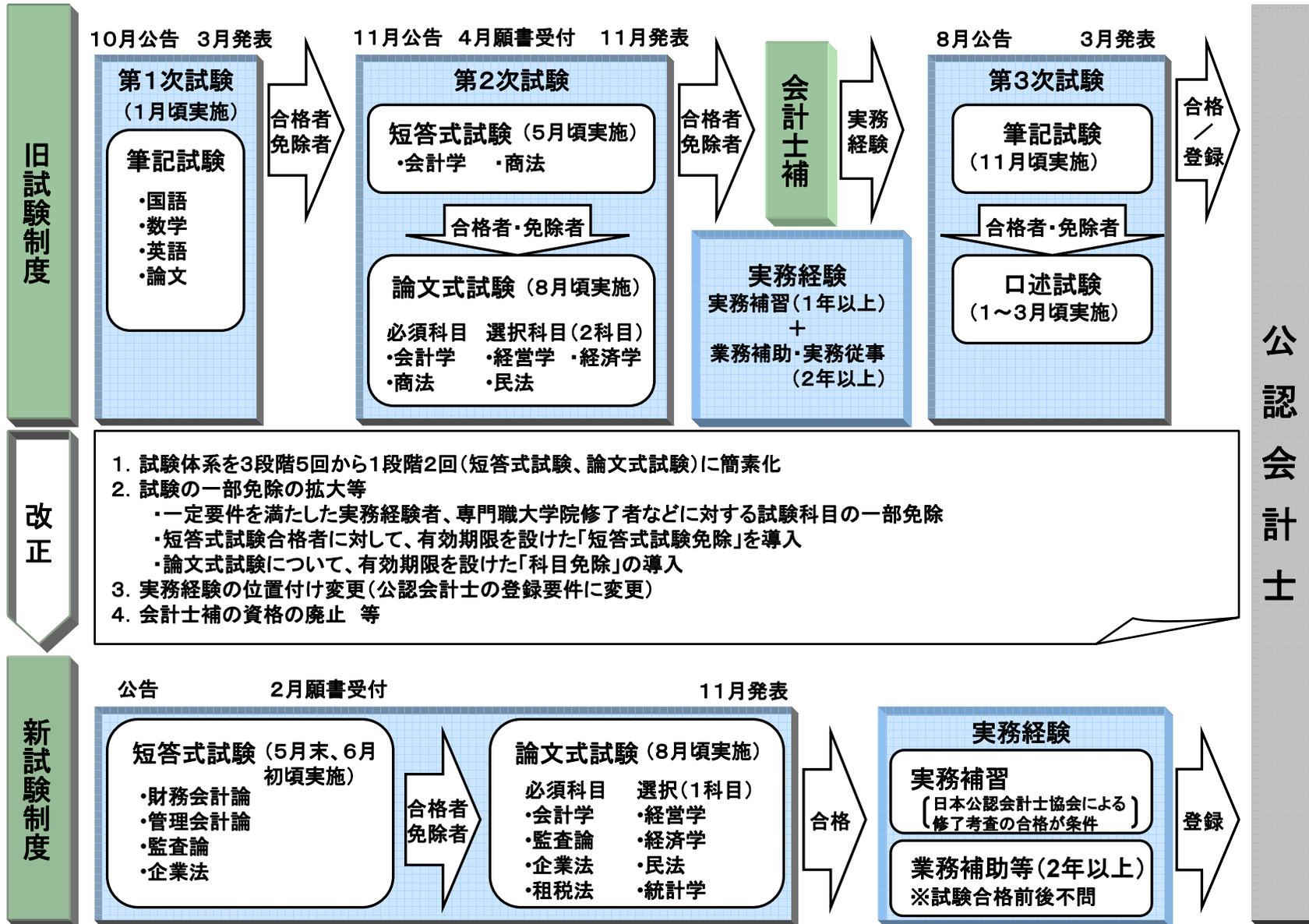
公認会計士の数についての具体的な拡大規模に関しては、一義的に、適正な公認会計士の数を算出することは困難であると言わざるを得ない。

しかしながら、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては将来輩出され、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

例えば、平成30年頃までに公認会計士の総数が5万人程度の規模となることを見込み、年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指しつつ、公認会計士試験制度の見直しと運営を行うことが考えられる。

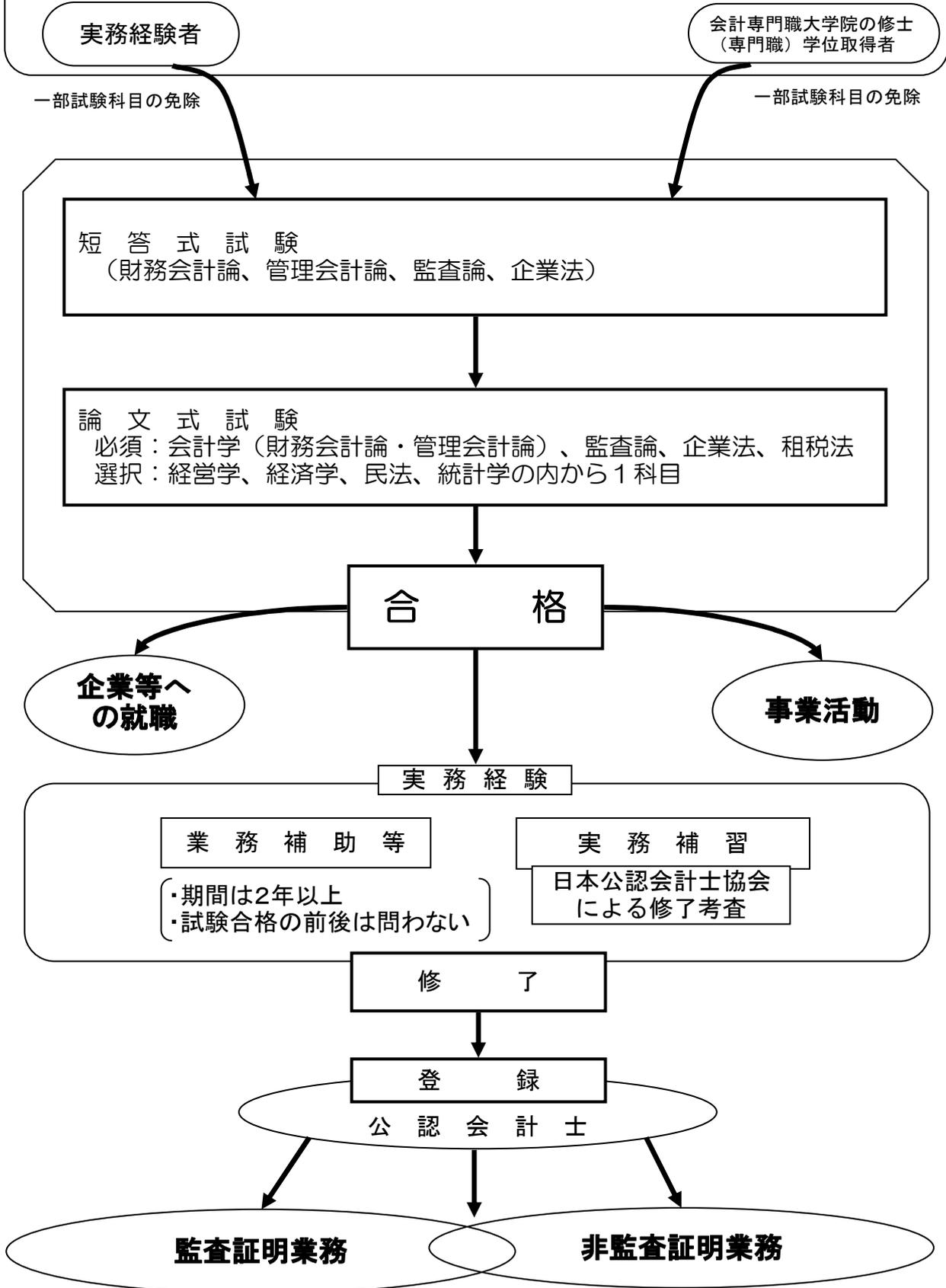
なお、公認会計士試験制度の見直しに当たっては、受験志望者の新制度に向けた準備、現行制度における「会計士補」の位置づけなどに配慮した一定の経過的な措置も併せて講じることが適切である。

【公認会計士試験制度改正の概要】



新たな公認会計士試験制度等の仕組み

多様な受験者 (受験資格：制限なし)



平成 15 年の改正公認会計士法における経過措置について

・ 会計士補に関する経過措置

平成 18 年 1 月 1 日から会計士補制度は廃止されたが、その際に現に会計士補である者及び会計士補となる資格を有する者は、改正公認会計士法施行後も「会計士補」として引き続き業務を行うことができるほか、それまでに行った業務補助等及び実務補習の新制度への引き継ぎが認められるなどの措置が設けられている。

・ 第 2 次試験合格者に関する経過措置

第 3 次試験が廃止されることから、旧第 2 次試験合格者は、新公認会計士試験の短答式試験に合格した者とみなされ、新試験の短答式試験が免除されるほか、その申請により論文式試験の会計学、企業法及び選択科目が免除されることになる。したがって、論文式試験は、監査論と租税法を受験すればよいこととなる。

また、旧第 2 次試験合格者で業務補助等や実務補習が未修了であっても、平成 18 年から新試験を受験することができる。

・ その他の経過措置

上記の経過措置のほか、公認会計士の資格、旧司法試験合格者等に関する措置、業務補助等の期間及び実務補習に関する措置などが設けられている。

平成18年公認会計士試験

(平成18年7月5日発表)

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

| 年 別 | 願書提出者 (A) | 短答式試験 受 験 者 (B) | 短答式試験 合 格 者 (C) | 合 格 率 C/B | 短答式試験 免 除 者 (D) | 論文式試験 受 験 資 格 者 C+D |
|------|--------------|-----------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|---------------------------|
| | 人 | 人 | 人 | % | 人 | 人 |
| 平成18 | 20,796 | 16,210 | 5,031 | 31.0 | 4,586 | 9,617 |

(注) 短答式試験免除者には、旧第2次試験合格者等のみなし合格者を含む。
短答式試験合格者中
最高年齢 69歳、最低年齢 18歳、女性 826人

(参考)過去の第2次試験結果状況

| 年 別 | 願書提出者 (A) | 論文式試験 受 験 資 格 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | |
|------|--------------|---------------------------|--------------|-------|------|
| | | | | C/A | C/B |
| | 人 | 人 | 人 | % | % |
| 平成 7 | 10,414 | 3,027 | 722 | 6.9 | 23.9 |
| 8 | 10,183 | 3,017 | 672 | 6.6 | 22.3 |
| 9 | 10,033 | 3,147 | 673 | 6.7 | 21.4 |
| 10 | 10,006 | 3,395 | 672 | 6.7 | 19.8 |
| 11 | 10,265 | 3,320 | 786 | 7.7 | 23.7 |
| 12 | 11,058 | 3,381 | 838 | 7.6 | 24.8 |
| 13 | 12,073 | 3,336 | 961 | 8.0 | 28.8 |
| 14 | 13,389 | 3,414 | 1,148 | 8.6 | 33.6 |
| 15 | 14,978 | 3,404 | 1,262 | 8.4 | 37.1 |
| 16 | 16,310 | 3,278 | 1,378 | 8.4 | 42.0 |
| 17 | 15,322 | 3,548 | 1,308 | 8.5 | 36.9 |
| 合 計 | 134,031 | 36,267 | 10,420 | 7.8 | 28.7 |

2. 年齢別合格者調

| 区 分 | 短答式 受験者 人 | 短答式 合格者 人 | 合 格 割 合 % | 短答式 合格者 構成比 % | 短答式 免除者 人 | 論文式 受 験 資 格 者 人 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------------|--------------------------|
| 20歳未満 | 308 | 20 | 6.5 | 0.4 | 0 | 20 |
| 20歳以上25歳未満 | 6,767 | 2,081 | 30.8 | 41.4 | 981 | 3,062 |
| 25歳以上30歳未満 | 5,164 | 1,888 | 36.6 | 37.5 | 2,148 | 4,036 |
| 30歳以上35歳未満 | 2,263 | 725 | 32.0 | 14.4 | 962 | 1,687 |
| 35歳以上40歳未満 | 866 | 214 | 24.7 | 4.3 | 303 | 517 |
| 40歳以上45歳未満 | 429 | 63 | 14.7 | 1.3 | 97 | 160 |
| 45歳以上50歳未満 | 183 | 21 | 11.5 | 0.4 | 36 | 57 |
| 50歳以上55歳未満 | 104 | 12 | 11.5 | 0.2 | 15 | 27 |
| 55歳以上60歳未満 | 73 | 4 | 5.5 | 0.1 | 13 | 17 |
| 60歳以上65歳未満 | 26 | 1 | 3.8 | 0.0 | 6 | 7 |
| 65歳以上 | 27 | 2 | 7.4 | 0.0 | 25 | 27 |
| 合 計 | 16,210 | 5,031 | 31.0 | 100.0 | 4,586 | 9,617 |

平成18年

3. 学歴別合格者調

| 区 分 | 短答式 受験者 | 短答式 合格者 | 合 格 割 合 | 短答式 合格者 構成比 | 短答式 免除者 | 論文式 受 験 資 格 者 |
|------------------------|------------|------------|------------|-------------------|------------|---------------------|
| | 人 | 人 | % | % | 人 | 人 |
| 大 学 院 修 了 | 602 | 179 | 29.7 | 3.6 | 204 | 383 |
| 大 学 院 在 学 | 168 | 35 | 20.8 | 0.7 | 27 | 62 |
| 会 計 専 門 職 大 学 院 在 学 | 404 | 101 | 25.0 | 2.0 | 6 | 107 |
| 大 学 卒 業 | 10,159 | 3,636 | 35.8 | 72.3 | 4,134 | 7,770 |
| 大 学 在 学 | 3,810 | 886 | 23.3 | 17.6 | 112 | 998 |
| そ の 他 | 1,067 | 194 | 18.2 | 3.9 | 103 | 297 |
| 合 計 | 16,210 | 5,031 | 31.0 | 100.0 | 4,586 | 9,617 |

平成18年

4. 職業別合格者調

| 区 分 | 短答式 受験者 | 短答式 合格者 | 合 格 割 合 | 短答式 合格者 構成比 | 短答式 免除者 | 論文式 受 験 資 格 者 |
|----------------------------|------------|------------|------------|-------------------|------------|---------------------|
| | 人 | 人 | % | % | 人 | 人 |
| 会 計 士 補 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 4,317 | 4,317 |
| 会 計 事 務 所 員 | 424 | 134 | 31.6 | 2.7 | 39 | 173 |
| 税 理 士 | 125 | 39 | 31.2 | 0.8 | 28 | 67 |
| 会 社 員 | 1,573 | 211 | 13.4 | 4.2 | 50 | 261 |
| 公 務 員 | 202 | 26 | 12.9 | 0.5 | 28 | 54 |
| 教 員 | 61 | 5 | 8.2 | 0.1 | 11 | 16 |
| 教育・学習支援者 | 86 | 28 | 32.6 | 0.6 | 9 | 37 |
| 学 生 | 4,448 | 1,047 | 23.5 | 20.8 | 33 | 1,080 |
| 専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生 | 3,826 | 1,461 | 38.2 | 29.0 | 1 | 1,462 |
| 無 職 | 5,298 | 2,060 | 38.9 | 40.9 | 18 | 2,078 |
| そ の 他 | 167 | 20 | 12.0 | 0.4 | 52 | 72 |
| 合 計 | 16,210 | 5,031 | 31.0 | 100.0 | 4,586 | 9,617 |

平成18年

5. 財務局別合格者調

| 区 分 | 短答式 受験者 人 | 短答式 合格者 人 | 合 格 割 合 % | 短答式 合格者 構成比 % | 短答式 免除者 人 | 論文式 受 験 資 格 者 人 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------------|--------------------------|
| 北 海 道 | 266 | 76 | 28.6 | 1.5 | 54 | 130 |
| 東 北 | 375 | 92 | 24.5 | 1.8 | 54 | 146 |
| 関 東 | 9,790 | 3,036 | 31.0 | 60.3 | 3,203 | 6,239 |
| 北 陸 | 214 | 88 | 41.1 | 1.7 | 45 | 133 |
| 東 海 | 1,010 | 344 | 34.1 | 6.8 | 253 | 597 |
| 近 畿 | 3,363 | 1,053 | 31.3 | 20.9 | 748 | 1,801 |
| 中 国 | 242 | 88 | 36.4 | 1.7 | 69 | 157 |
| 四 国 | 166 | 49 | 29.5 | 1.0 | 29 | 78 |
| 九 州 | 115 | 26 | 22.6 | 0.5 | 10 | 36 |
| 福 岡 | 628 | 172 | 27.4 | 3.4 | 115 | 287 |
| 沖 縄 | 41 | 7 | 17.1 | 0.1 | 6 | 13 |
| 合 計 | 16,210 | 5,031 | 31.0 | 100.0 | 4,586 | 9,617 |

平成18年

平成 18年公認会計士試験

(平成18年11月20日発表)

合格者調

1. 年別合格者調

| 年 別 | 願 書 提 出 者 (A) | 論 文 式 受 験 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | |
|-------|------------------|-----------------------|--------------|---------|---------|
| | | | | (C)／(A) | (C)／(B) |
| | 人 | 人 | 人 | % | % |
| 平成 18 | 20,796 | 9,617 | 3,108 | 14.9 | 32.3 |

平成 18年合格者中
最高年齢63歳、最低年齢20歳、女性619人

(参考) 過去の第2次試験結果状況

| 年 別 | 願 書 提 出 者 (A) | 論 文 式 受 験 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | |
|------|------------------|-----------------------|--------------|---------|---------|
| | | | | (C)／(A) | (C)／(B) |
| | 人 | 人 | 人 | % | % |
| 平成 7 | 10,414 | 3,027 | 722 | 6.9 | 23.9 |
| 8 | 10,183 | 3,017 | 672 | 6.6 | 22.3 |
| 9 | 10,033 | 3,147 | 673 | 6.7 | 21.4 |
| 10 | 10,006 | 3,395 | 672 | 6.7 | 19.8 |
| 11 | 10,265 | 3,320 | 786 | 7.7 | 23.7 |
| 12 | 11,058 | 3,381 | 838 | 7.6 | 24.8 |
| 13 | 12,073 | 3,336 | 961 | 8.0 | 28.8 |
| 14 | 13,389 | 3,414 | 1,148 | 8.6 | 33.6 |
| 15 | 14,978 | 3,404 | 1,262 | 8.4 | 37.1 |
| 16 | 16,310 | 3,278 | 1,378 | 8.4 | 42.0 |
| 17 | 15,322 | 3,548 | 1,308 | 8.5 | 36.9 |
| 合計 | 134,031 | 36,267 | 10,420 | 7.8 | 28.7 |

※昭和24年から平成17年累計
願書提出者：321,580人、合格者：24,430人、合格率：7.6%

2. 年齢別合格者調

| 区 分 | 願書提出者 (A) | 論 文 式 受 験 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | | 合 格 者 構 成 比 |
|------------|--------------|-----------------------|--------------|---------|---------|----------------|
| | | | | (C)／(A) | (C)／(B) | |
| | 人 | 人 | 人 | % | % | % |
| 20歳未満 | 126 | 6 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 20歳以上25歳未満 | 6,675 | 2,445 | 855 | 12.8 | 35.0 | 27.5 |
| 25歳以上30歳未満 | 7,849 | 4,281 | 1,457 | 18.6 | 34.0 | 46.9 |
| 30歳以上35歳未満 | 3,663 | 1,947 | 586 | 16.0 | 30.1 | 18.8 |
| 35歳以上40歳未満 | 1,380 | 621 | 162 | 11.7 | 26.1 | 5.2 |
| 40歳以上45歳未満 | 549 | 168 | 24 | 4.4 | 14.3 | 0.8 |
| 45歳以上50歳未満 | 246 | 65 | 13 | 5.3 | 20.0 | 0.4 |
| 50歳以上55歳未満 | 125 | 31 | 5 | 4.0 | 16.1 | 0.2 |
| 55歳以上60歳未満 | 98 | 19 | 4 | 4.1 | 21.1 | 0.1 |
| 60歳以上65歳未満 | 31 | 7 | 2 | 6.5 | 28.6 | 0.1 |
| 65歳以上 | 54 | 27 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 合 計 | 20,796 | 9,617 | 3,108 | 14.9 | 32.3 | 100.0 |

平成 18年

3. 学歴別合格者調

| 区 分 | 願書提出者 (A) | 論 文 式 受 験 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | | 合 格 者 構 成 比 |
|------------------------|--------------|-----------------------|--------------|---------|---------|----------------|
| | | | | (C)／(A) | (C)／(B) | |
| | 人 | 人 | 人 | % | % | % |
| 大 学 院 修 了 | 806 | 383 | 123 | 15.3 | 32.1 | 4.0 |
| 大 学 院 在 学 | 195 | 62 | 25 | 12.8 | 40.3 | 0.8 |
| 会 計 専 門 職 大 学 院 在 学 | 410 | 107 | 20 | 4.9 | 18.7 | 0.6 |
| 大 学 卒 業 (短大含む) | 14,293 | 7,770 | 2,568 | 18.0 | 33.1 | 82.6 |
| 大 学 在 学 (短大含む) | 3,922 | 998 | 308 | 7.9 | 30.9 | 9.9 |
| そ の 他 | 1,170 | 297 | 64 | 5.5 | 21.5 | 2.1 |
| 合 計 | 20,796 | 9,617 | 3,108 | 14.9 | 32.3 | 100.0 |

平成 18年

4. 職業別合格者調

| 区 分 | 願書提出者 (A) | 論 文 式 受 験 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | | 合 格 者 比 構 成 比 |
|----------------------------|--------------|-----------------------|--------------|---------|---------|------------------|
| | | | | (C)／(A) | (C)／(B) | |
| | 人 | 人 | 人 | % | % | % |
| 会 計 士 補 | 4,317 | 4,317 | 1,687 | 39.1 | 39.1 | 54.1 |
| 会 計 事 務 所 員 | 463 | 173 | 38 | 8.2 | 22.0 | 1.3 |
| 税 理 士 | 153 | 67 | 6 | 3.9 | 9.0 | 0.2 |
| 会 社 員 | 1,623 | 261 | 53 | 3.3 | 20.3 | 1.7 |
| 公 務 員 | 230 | 54 | 6 | 2.6 | 11.1 | 0.2 |
| 教 員 | 72 | 16 | 2 | 2.8 | 12.5 | 0.1 |
| 教育・学習支援者 | 95 | 37 | 5 | 5.3 | 13.5 | 0.1 |
| 学 生 | 4,481 | 1,080 | 329 | 7.3 | 30.5 | 10.6 |
| 専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生 | 3,827 | 1,462 | 410 | 10.7 | 28.0 | 13.2 |
| 無 職 | 5,316 | 2,078 | 564 | 10.6 | 27.1 | 18.2 |
| そ の 他 | 219 | 72 | 8 | 3.7 | 11.1 | 0.3 |
| 合 計 | 20,796 | 9,617 | 3,108 | 14.9 | 32.3 | 100.0 |

平成 18年

5. 財務局別合格者調

| 区 分 | 願書提出者 (A) | 論 文 式 受 験 者 (B) | 合 格 者 (C) | 合 格 率 | | 合 格 者 構 成 比 |
|-------|--------------|-----------------------|--------------|---------|---------|----------------|
| | | | | (C)／(A) | (C)／(B) | |
| | 人 | 人 | 人 | % | % | % |
| 北 海 道 | 320 | 130 | 53 | 16.6 | 40.8 | 1.8 |
| 東 北 | 429 | 146 | 43 | 10.0 | 29.5 | 1.4 |
| 関 東 | 12,993 | 6,239 | 2,006 | 15.4 | 32.2 | 64.4 |
| 北 陸 | 259 | 133 | 46 | 17.8 | 34.6 | 1.5 |
| 東 海 | 1,263 | 597 | 188 | 14.9 | 31.5 | 6.0 |
| 近 畿 | 4,111 | 1,801 | 595 | 14.5 | 33.0 | 19.1 |
| 中 国 | 311 | 157 | 54 | 17.4 | 34.4 | 1.7 |
| 四 国 | 195 | 78 | 24 | 12.3 | 30.8 | 0.8 |
| 九 州 | 125 | 36 | 8 | 6.4 | 22.2 | 0.3 |
| 福 岡 | 743 | 287 | 86 | 11.6 | 30.0 | 2.8 |
| 沖 縄 | 47 | 13 | 5 | 10.6 | 38.5 | 0.2 |
| 合 計 | 20,796 | 9,617 | 3,108 | 14.9 | 32.3 | 100.0 |

平成 18年

平成 19年公認会計士試験

(平成19年6月28日発表)

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

| 区 分 | 平成19年 | 平成18年 | 増減 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 受験願書提出者総数 | 20,926人 | 20,796人 | +130人 |
| 旧第2次試験合格者(a) | 2,706人 | 4,485人 | |
| (a)を除く願書提出数 | 18,220人 | 16,311人 | +1,909人 |

| | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 短答式試験受験者数(b) | 14,608人 | 16,210人 | -1,602人 |
| 短答式試験合格者数(c) (注1) | 2,709人 | 5,031人 | -2,322人 |
| 合 格 率 (c/b) | 18.5% | 31.0% | |

| | | | |
|----------------------------|--------|--------|---------|
| 短答式試験通過者数(d) | 6,241人 | 5,031人 | +1,210人 |
| 平年19年短答式試験合格者 | 2,709人 | — | |
| 平成18年短答式試験合格者 | 3,532人 | 5,031人 | |
| 旧第2次試験合格者等短答式試験免除者数(e)(注2) | 2,786人 | 4,586人 | -1,800人 |
| 論文式試験受験資格者数(d+e) | 9,027人 | 9,617人 | -590人 |

(注1) 平成19年の短答式試験合格者に、前年の短答式試験合格者で本年の短答式試験が免除された3,532人を加えると、短答式試験を通過した者は6,241人((d)の平成19年欄参照)となり、平成18年の短答式試験合格者5,031人に比べ、1,210人の実質増加(24.1%増)となる。

(注2) 平成18年は、旧第2次試験合格者4,485人及び大学教授・司法試験合格者等の免除者101人の合計。平成19年は、旧第2次試験合格者2,706人及び大学教授・司法試験合格者等の免除者80人の合計。

2. 年齢別合格者調

| 区 分 | 短 答 式 受 験 者 | 短 答 式 合 格 者 | 合 格 率 | 短 答 式 合 格 者 構 成 比 | 短 答 式 免 除 者 | 論 文 式 受 験 資 格 者 |
|------------|----------------|----------------|-------|-------------------------|----------------|-----------------------|
| | 人 | 人 | % | % | 人 | 人 |
| 20歳未満 | 282 | 13 | 4.6 | 0.4 | 1 | 14 |
| 20歳以上25歳未満 | 6,084 | 1,330 | 21.9 | 49.3 | 1,249 | 2,579 |
| 25歳以上30歳未満 | 4,397 | 920 | 20.9 | 34.1 | 2,837 | 3,757 |
| 30歳以上35歳未満 | 2,016 | 281 | 13.9 | 10.3 | 1,403 | 1,684 |
| 35歳以上40歳未満 | 880 | 106 | 12.0 | 3.9 | 526 | 632 |
| 40歳以上45歳未満 | 434 | 39 | 9.0 | 1.4 | 159 | 198 |
| 45歳以上50歳未満 | 227 | 12 | 5.3 | 0.4 | 63 | 75 |
| 50歳以上55歳未満 | 124 | 3 | 2.4 | 0.1 | 25 | 28 |
| 55歳以上60歳未満 | 93 | 4 | 4.3 | 0.1 | 20 | 24 |
| 60歳以上65歳未満 | 30 | 0 | 0.0 | 0.0 | 10 | 10 |
| 65歳以上 | 41 | 1 | 2.4 | 0.0 | 25 | 26 |
| 合 計 | 14,608 | 2,709 | 18.5 | 100.0 | 6,318 | 9,027 |

(注) 平成19年6月28日時点

平成 19年

3. 学歴別合格者調

| 区 分 | 短 答 式 受 験 者 | 短 答 式 合 格 者 | 合 格 率 | 短 答 式 合 格 者 構 成 比 | 短 答 式 免 除 者 | 論 文 式 受 験 資 格 者 |
|------------------------|----------------|----------------|-------|-------------------------|----------------|-----------------------|
| | 人 | 人 | % | % | 人 | 人 |
| 大 学 院 修 了 | 535 | 75 | 14.0 | 2.8 | 277 | 352 |
| 会 計 専 門 職 大 学 院 修 了 | 297 | 138 | 46.5 | 5.1 | 62 | 200 |
| 大 学 院 在 学 | 92 | 16 | 17.4 | 0.6 | 30 | 46 |
| 会 計 専 門 職 大 学 院 在 学 | 398 | 78 | 19.6 | 2.9 | 61 | 139 |
| 大 学 卒 業 (短 大 含 む) | 8,333 | 1,582 | 19.0 | 58.3 | 5,415 | 6,997 |
| 大 学 在 学 (短 大 含 む) | 3,733 | 688 | 18.4 | 25.4 | 247 | 935 |
| 高 校 卒 業 | 975 | 99 | 10.2 | 3.6 | 164 | 263 |
| そ の 他 | 245 | 33 | 13.5 | 1.3 | 62 | 95 |
| 合 計 | 14,608 | 2,709 | 18.5 | 100.0 | 6,318 | 9,027 |

平成 19年

4. 職業別合格者調

| 区 分 | 短 答 式 受 験 者 | 短 答 式 合 格 者 | 合 格 率 | 短 答 式 合 格 者 構 成 比 | 短 答 式 免 除 者 | 論 文 式 受 験 資 格 者 |
|------------------|----------------|----------------|-------|-------------------------|----------------|-----------------------|
| | 人 | 人 | % | % | 人 | 人 |
| 会 計 士 補 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 2,578 | 2,578 |
| 会 計 事 務 所 員 | 379 | 45 | 11.9 | 1.7 | 632 | 677 |
| 税 理 士 | 87 | 9 | 10.3 | 0.4 | 60 | 69 |
| 会 社 員 | 1,727 | 114 | 6.6 | 4.2 | 262 | 376 |
| 公 務 員 | 226 | 14 | 6.2 | 0.5 | 38 | 52 |
| 教 員 | 54 | 4 | 7.4 | 0.1 | 18 | 22 |
| 教育・学習支援者 | 64 | 11 | 17.2 | 0.4 | 26 | 37 |
| 学 生 | 5,248 | 1,071 | 20.4 | 39.5 | 527 | 1,598 |
| 専修学校・ 各種学校受講生 | 3,229 | 777 | 24.1 | 28.7 | 1,064 | 1,841 |
| 無 職 | 3,442 | 651 | 18.9 | 24.1 | 1,060 | 1,711 |
| そ の 他 | 152 | 13 | 8.6 | 0.4 | 53 | 66 |
| 合 計 | 14,608 | 2,709 | 18.5 | 100.0 | 6,318 | 9,027 |

平成 19年

5. 財務局別合格者調

| 区 分 | 短 答 式 受 験 者 | 短 答 式 合 格 者 | 合 格 率 | 短 答 式 合 格 者 構 成 比 | 短 答 式 免 除 者 | 論 文 式 受 験 資 格 者 |
|-------|----------------|----------------|-------|-------------------------|----------------|-----------------------|
| | 人 | 人 | % | % | 人 | 人 |
| 北 海 道 | 285 | 51 | 17.9 | 1.9 | 88 | 139 |
| 東 北 | 347 | 67 | 19.3 | 2.5 | 95 | 162 |
| 関 東 | 8,923 | 1,616 | 18.1 | 59.7 | 4,118 | 5,734 |
| 北 陸 | 152 | 30 | 19.7 | 1.1 | 74 | 104 |
| 東 海 | 841 | 149 | 17.7 | 5.5 | 397 | 546 |
| 近 畿 | 3,017 | 628 | 20.8 | 23.2 | 1,148 | 1,776 |
| 中 国 | 202 | 42 | 20.8 | 1.6 | 101 | 143 |
| 四 国 | 141 | 19 | 13.5 | 0.7 | 54 | 73 |
| 九 州 | 100 | 15 | 15.0 | 0.5 | 34 | 49 |
| 福 岡 | 561 | 88 | 15.7 | 3.2 | 197 | 285 |
| 沖 縄 | 39 | 4 | 10.3 | 0.1 | 12 | 16 |
| 合 計 | 14,608 | 2,709 | 18.5 | 100.0 | 6,318 | 9,027 |

平成 19年

公 認 会 計 士 試 験 実 施 規 則

平成16年 4月20日決定

平成17年11月 1日改正

平成18年12月19日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施規則は、公認会計士・監査審査会運営規程第8条の規定に基づき、公認会計士試験（以下「試験」という。）に関する必要な細目について定めることを目的とする。

(試験委員の定数)

第2条 試験委員の定数は、次のとおりとする。

- 一 財務会計論については、18名以内
- 二 管理会計論については、12名以内
- 三 監査論については、16名以内
- 四 企業法については、12名以内
- 五 租税法については、16名以内
- 六 経営学については、8名以内
- 七 経済学については、8名以内
- 八 民法については、4名以内
- 九 統計学については、4名以内

(試験委員の任期)

第3条 試験委員の任期は、1年とする。ただし、3年以内において再任することを妨げない。

(試験の問題作成及び採点)

第4条 試験の問題作成及び採点基準は、各科目の試験委員の協議によることとする。

(受験案内)

第5条 試験の概要及び受験要領を記載した受験案内を作成する。

第2章 短答式試験

(試験の実施)

第6条 短答式試験は、財務会計論、管理会計論、監査論及び企業法について実施する。

2 試験時間は、財務会計論180分、管理会計論、監査論及び企業法各90分とする。

3 問題数は、財務会計論40問、管理会計論、監査論及び企業法各20問とする。

4 配点は、財務会計論200点、管理会計論、監査論及び企業法各100点とする。各問5点を基本とするが、各問の配点に差を設けることができるものとする。配点に差を設けたときは、問題文に明示する。

5 解答方式は、マークシート方式とする。

(合格基準)

第7条 短答式試験の合格基準は、総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

第3章 論文式試験

(試験の実施)

第8条 論文式試験は、会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。）、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学について実施する。

2 試験時間は、会計学300分、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学各120分とする。

3 問題数は、会計学大問5問、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学大問各2問とする。大問には小問等を設けることができるものとする。

4 配点は、会計学300点、監査論、企業法、租税法、経営学、経済学、民法及び統計学各100点とする。大問1問につき50点を基本とするが、大問各問の

配点に差を設けることができるものとする。大問各問の配点は、問題文に明示する。

(合格基準)

第9条 論文式試験の合格基準は、52%の得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

(科目合格基準)

第10条 公認会計士法第10条第2項の公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者とは、当該科目について、同一の回の公認会計士試験における公認会計士試験合格者の平均得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者とする。

(採点格差の調整)

第11条 論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行う。

(民法の出題範囲)

第12条 民法の出題範囲は、民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

(試験用法文)

第13条 企業法（短答式試験を除く。）及び民法については、受験者に必要な法文を示して行う。

(成績通知)

第14条 論文式試験受験者で不合格となった者には、科目及び総合の得点率を区分した成績を通知する。

附 則

この実施規則は、平成18年1月1日から適用する。ただし、適用の日前に実施の公告がされた第3次試験及び公認会計士法附則第8条第2項の規定による

第3次試験については、なお従前の例による。

附 則

この実施規則は、平成18年12月19日から適用する。

公認会計士試験実施検討グループメンバー名簿

(平成19年9月6日現在)

公認会計士試験
実施検討小委員長

(氏名)

(現職)

| | |
|-------|--------------------------|
| 脇田良一 | 公認会計士・監査審査会常勤委員 |
| 河合忠彦 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| 上林三子雄 | 日本公認会計士協会常務理事 |
| 櫻井久勝 | 公認会計士・監査審査会委員 |
| 繁榘算男 | 東京大学大学院総合文化研究科教授 |
| 柴健次 | 関西大学大学院会計研究科教授 |
| 関哲夫 | 新日本製鐵(株)常任監査役 |
| 高橋厚男 | 公認会計士・監査審査会委員 |
| 辻山栄子 | 早稲田大学商学大学院教授 |
| 永井和之 | 中央大学法学部教授 |
| 西村和雄 | 京都大学経済研究所教授 |
| 八田進二 | 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 |
| 廣本敏郎 | 一橋大学大学院商学研究科教授 |
| 藤沼亜起 | 日本公認会計士協会相談役 |
| 増田宏一 | 日本公認会計士協会会長 |
| 水野忠恒 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 山浦久司 | 明治大学大学院会計専門職研究科教授 |
| 美添泰人 | 青山学院大学経済学部教授 |

(オブザーバー)

| | |
|------|----------------|
| 三井秀範 | 金融庁総務企画局企業開示課長 |
|------|----------------|

(五十音順・敬称略)

公認会計士試験実施の改善について（中間報告）

現行の公認会計士試験制度は、公認会計士の質を確保しつつ、多様な人材を提供することを目的として、平成 15 年の改正公認会計士法に基づき、昨年より実施されているものです。

近年の会計監査の重要性の高まりや、公認会計士の果たす役割の拡大に伴う経済社会による公認会計士に対する質の確保と量的拡大の要請の増大に鑑み、同試験の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦するよう、その実施面での改善に向けて検討するため、本年 5 月に公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に置かれている公認会計士実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループ（以下「検討グループ」という。）を設けました。

検討グループは、7 月から検討を開始しており、具体的な改善策について、方向性が見出せたものから実施に向けた検討を行うべしとして、審査会に対して、その検討状況の経過報告がありました。

審査会は、検討グループでの経過報告を踏まえ、以下の事項につき、平成 20 年試験より、試験実施の改善を図ることといたします。

◇ 短答式試験

- ① 基本的な専門的知識を幅広く問う試験とする。
- ② 現行の 2 週間の週末にわたる 2 日間の実施日程を短縮し、週末 1 日の試験とする。

◇ 論文式試験

- ① 思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う試験とし、出題範囲は、短答式試験よりも絞り込む。
- ② 現行では企業法、民法について、法文集を受験時に配布した上で試験を実施しているが、新たに、会計学、監査論、租税法についても、法文、基準集を受験時に配布した上で試験を実施する。
- ③ 現行の平日 3 日間の実施日程について、例えば、金土日といった、連続する平日 1 日、週末 2 日の試験とする。

また、次の事項につき、試験実施の改善を図る方向で検討を行います。

◇ 短答式試験

- 現行では、年 1 回実施される短答式試験の合格者が年 1 回実施される論文式試験を受験できることとなっているが、平成 22 年試験より、論文式試験に先立って、短答式試験を年 2 回実施する。

検討グループは、引き続き公認会計士試験の実施の改善に向けた検討を進め、本年 10 月を目途にその考え方について意見のとりまとめを行っていく予定です。審査会としても、検討グループでの意見のとりまとめを踏まえ、試験の改善の実施に向けた検討を速やかに行っていくとともに、その具体的な改善策、実施時期につき公表していく予定です。

第 1 回監査監督機関国際フォーラム(東京会議)について
Tokyo Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第 1 回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、我が国主催により次の通り東京で開催された。

第 1 回IFIAR会合

- 日程
平成 19 年 3 月 22 日(木)、3 月 23 日(金)の 2 日間
- 場所
三田共用会議所
- 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、
アイルランド、伊、日、韓、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、西、
スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米
計 22 カ国
- (オブザーバー)
バーゼル委員会、欧州委員会(EC)、金融安定化フォーラム(FSF)、
証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、
世界銀行
計 6 国際機関
- 議長
ルーシー・豪証券投資委員会(ASIC)委員長
- 主な議題
 - ・ 監査の品質を促進する要素
 - ・ 監査規制機関間の情報交換
 - ・ 監査サービス市場が集中している場合における高い品質の監査の利用可能性について 等

プレスリリース（仮訳）
監査監督機関国際フォーラム会合
2007年3月23日 東京

2007年3月22日、23日、22カ国の独立監査監督機関が、2006年9月に設立された監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）の第一回会合に参加した。同会合の主催者は、日本の公認会計士・監査審査会（C P A A O B）であった。

フィンランド、韓国、スリランカ、スイス、米国の規制当局がメンバーとして承認された。豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国からの既存メンバーはすべて出席した。

金融安定化フォーラム（F S F）、世界銀行、証券監督者国際機構（I O S C O）、バーゼル委員会、公益監視委員会（P I O B）と欧州委員会（E C）もオブザーバーとして参加した。

当会合にて議論された主要な分野は、以下を含む。

- ・ 監査の品質を促進する要素
- ・ 規制機関間の情報交換
- ・ 監査サービス市場が集中化している場合における、高品質監査の利用可能性についての議論
- ・ 独立監督当局設立過程にある国との関係
- ・ 監査の品質に関心を有する他の国際的組織との対話の継続
- ・ 外国発行体の監査人の登録

監査検査手法に関するメンバーのためのワークショップの開催が決定された。

監査の品質を促進する要素

会合では、英 F R C により公表された「監査の品質の促進」に対する I F I A R のメンバーによるフィードバックに基づき、監査の品質を促進する要素を議論した。会合は、監査の品質の問題は、今後の会合において引き続き議論される重要な分野あることを決定した。

監査規制機関間における情報交換

I F I A R はまた、情報交換に影響を及ぼす要因を評価するためのメンバーによる調査に基づき、監査規制機関間の情報交換に関する問題についても議論した。本調査は、メンバー規制機関が自己の管轄域外（外国）の情報にアクセスする権能とアクセス経験に焦点を当てた。メンバーは、情報交換の権能の問題が注視さ

れるべきことを決定した。

高品質監査の利用可能性に関する議論

監査市場の集中化に鑑み、高い監査の品質の持続可能性を確保するための選択可能な施策を考察するためにワークショップが開催された。この点に関し、I F I A Rのメンバーは、他の当局との対話を行いたいと感じた。

監査検査に関するワークショップ

監査検査は、I F I A Rにとって引き続き主要な分野である。I F I A Rは、2007年5月30日及び31日にアムステルダムにて2日間のワークショップを開催することとした。このワークショップは、検査手法及び経験を交換する機会を提供する。このことは、監査規制機関間の情報交換の促進というI F I A Rの主要な目的と合致する。

独立監査監督機関を設立する過程にある国の地位

I F I A Rのメンバーは、監査品質をグローバルに促進することが望ましいと認識し、そのために、独立監査監督機関の創設過程にある国を支援することに合意した。従って、会合では、監査専門職から独立しており、I F I A Rのメンバーとなるためのその他の基準を積極的に満たそうとしている者が、I F I A Rメンバーの合意により、I F I A Rの関連議論に参加することを認める旨のアレンジメントを採択した。

監査品質に関心を有する他の国際的組織との対話

I F I A Rは、公益監視委員会（P I O B）、モニタリング・グループ（M G）及び金融安定化フォーラム（F S F）を含め、監査品質に関心を有する他の国際的組織と引き続き対話していくことに合意した。

外国発行体の監査人の登録

メンバーは、外国発行体の監査人の登録を多くの国で法的に求めることにより生じる問題について議論した。メンバーは、このような法律改正を注視することに合意した。

I F I A R次回会合

I F I A Rの次回会合は、2007年9月24日、25日にトロントで、加C P A Bが主催する。

(以上)

公認会計士法等の一部を改正する法律の概要

<背景>

企業活動の多様化、複雑化、国際化
監査業務の複雑化、高度化
公認会計士監査をめぐる不適正な事例等

組織的監査の重要性の高まり

I. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

1. 業務管理体制の整備

- ・ 監査法人において、
 - － 業務の執行の適正確保
 - － 業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制を整備

2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

- ・ 監査法人の社員資格の非公認会計士（「特定社員」）への拡大
- ・ 特定社員の日本公認会計士協会への登録
- ・ 社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合について、一定の上限を設定

3. 監査法人による情報開示の義務づけ

- ・ 業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧

II. 監査人の独立性と地位の強化

1. 監査人の独立性に関する規定の整備

- ・ 公認会計士や監査法人は「独立した立場において業務を行わなければならない」旨職責規定において明確化

2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

- ・ 監査証明業務に関与した監査法人の社員が、退職後、被監査会社のみならずその親会社又は連結子会社等の役員等に就任することを禁止

3. いわゆるローテーション・ルールの整備

- ・ 大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士のローテーション・ルール（継続監査期間5年、インターバル期間5年）を法定化（現行法では、継続監査期間7年、インターバル期間2年の一般ルール）
- ・ 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間を短縮

4. 不正・違法行為発見時の対応

- ・ 監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続きを踏んだ上でもなお適切な措置がとられないと認めるときは、監査人は当局へ申出

III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

1. 行政処分が多様化（現行法では、戒告、業務停止、解散命令のみ）

- ・ 監査法人に対する行政処分の類型として次のものを追加
 - － 業務管理体制の改善命令
 - － 違反行為に重大な責任を有すると認められる社員について、一定期間、当該監査法人の業務及び意思決定の全部又は一部に関与することの禁止（注）命令
（注）例えば、品質管理の方針を策定する者やその実施者について、一定期間、その職務に従事することの禁止
- ・ 個人の公認会計士が著しく不当と認められる業務の運営を行った場合を、当局による必要な指示や処分の対象に追加

2. 課徴金納付命令の創設

- ・ 公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課（一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないとは認められるときは、命じないことができる）
 - － 故意の場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の1.5倍
 - － 相当の注意を怠った場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の1倍
- ・ 除斥期間は7年

3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- ・ 有限責任組織形態の監査法人については、内閣総理大臣への登録を求め、次の要件を整備
 - － 最低資本金
 - － 供託金（損害賠償責任保険によりその全部又は一部を代替可能）
 - － 計算書類の開示（一定規模の監査法人については監査報告書を添付）
- ・ 虚偽証明事案に係る業務執行社員については無限連帯責任

4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

- ・ 監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲の見直し（日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるものその他業務の運営の状況に関するもの）

5. 外国監査法人等の届出制度等の整備

- ・ 外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）の内閣総理大臣への届出
- ・ 外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）を整備

IV. その他

○ 社員の競業等の禁止

- ・ 監査法人における社員の競業禁止規制について、非監査証明業務に関しては、他の社員全員の同意を要件に解除を容認
- ・ 監査法人の社員が大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を得ている場合、監査法人が当該大会社等に対して監査証明業務を提供することを禁止

V. 施行期日

- ・ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行